

新しい支庁の姿  
(原案)

平成19年11月

北海道

## 「新しい支庁の姿」（原案）について

北海道では、平成14年11月に「支庁制度改革に関する方針」を策定し、この方針に基づき支庁制度改革に取り組んできましたが、昨今、道州制や市町村合併など地方分権改革が進展していることから、長期的な視点に立った改革の方向性や今後の進め方など、支庁制度改革の具体化を図っていくため、平成17年3月に「支庁制度改革プログラム」を策定しました。

このプログラムに基づき、新しい支庁の体制・機能に係る具体的な課題等を論点整理として取りまとめるとともに、昨年6月には、これまでの検討を踏まえ、新しい支庁の担う役割や、支庁の機能・体制の考え方及びその具体的な内容などについて取りまとめた「新しい支庁の姿（骨格案）」を策定しました。

また、本年9月に、地域における機能の確保などに関する「支庁制度改革の検討状況」を取りまとめたところです。

道としては、この間、市町村を対象とした意見交換会の開催や道民に対する意見募集を行うとともに、庁内検討などを行ってきており、この度、これまでの検討を踏まえ、「新しい支庁の姿（原案）」を策定しました。

今後、市町村や道民の皆様のご意見をさらにお聞きしながら、成案に向け、取組を進めて参ります。

## これまでの経過

- ・ H13. 3 「支庁改革に関する試案」（支庁制度検討委員会）の受理
- ・ H14. 1 1 「支庁制度改革に関する方針」の策定
- ・ H15. 2 「支庁制度改革の実施計画」の策定
- ・ H17. 3 「支庁制度改革プログラム」の策定
- ・ H18. 6 「新しい支庁の姿」（骨格案）の策定
- ・ H19. 9 「支庁制度改革に関する検討状況」の取りまとめ

# 目次

<b>1 支庁制度改革の基本的な考え方</b>	<b>P 1 ~ P 5</b>
( 1 ) 支庁制度改革の背景	..... P 1 ~ P 2
( 2 ) 支庁制度改革の趣旨	..... P 3 ~ P 4
( 3 ) 支庁制度改革の視点	..... P 4
( 4 ) 支庁制度改革の進め方	..... P 5
<b>2 新しい支庁における地域の道行政の展開</b>	<b>P 6 ~ P 1 0</b>
( 1 ) 支庁の役割に関する基本的な考え方	..... P 6
( 2 ) 効果的な地域政策の展開	..... P 6 ~ P 1 0
<b>3 新しい支庁の機能</b>	<b>P 1 1 ~ P 1 4</b>
( 1 ) 支庁機能の基本的な考え方	..... P 1 1
( 2 ) <u>新しい支庁における役割分担（概要）</u>	..... P 1 2 ~ P 1 4
<b>4 新しい支庁の所管区域、支庁所在地等</b>	<b>P 1 5 ~ P 2 0</b>
( 1 ) <u>新しい支庁の所管区域及び支庁所在地の設定の考え方</u>	..... P 1 5 ~ P 1 7
( 2 ) <u>新しい支庁の名称</u>	..... P 1 8 ~ P 1 9
( 3 ) <u>新しい支庁の位置づけ</u>	..... P 1 9
( 4 ) <u>新しい支庁体制に向けた具体的な整備の進め方</u>	..... P 1 9
( 5 ) <u>新しい支庁の組織体制のフレーム</u>	..... P 2 0
<b>5 新しい支庁と道民・市町村などとの関係</b>	<b>P 2 1 ~ P 2 2</b>
<b>6 新しい支庁における事務の進め方</b>	<b>P 2 2 ~ P 2 3</b>

「新しい支庁の姿（骨格案）」（平成 18 年 6 月策定）との主な変更点について、下線でお示ししています。

# 1 支庁制度改革の基本的な考え方

## (1) 支庁制度改革の背景

支庁は、明治43年にその原型が形づくられてから、地域の第一線で道民の皆様や市町村と直接接し、道政を展開する総合的な出先機関としての役割を果たしてきましたが、この間、道路・交通網の整備や、住民活動の広域化、更には地方分権改革の進展（道州制、市町村合併等）など、支庁を取り巻く状況は大きく変わりました。

また、現在の支庁の機能や体制についても各種の課題が指摘されています。

\* 支庁制度の沿革、支庁制度改革の検討経緯、支庁を取り巻く社会経済環境の変化については、資料編(1)、(2)、(3)を参照してください。

### 道州制に向けた取組

北海道では、地域のことは地域自らが決めることができる地域主権型社会の形成に向けて道州制の推進に取り組んでおり、その中で、北海道における道州制特区の推進や、「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」に基づく道から市町村への事務・権限の移譲の取組を実施しています。

#### 【道州制特区推進法の概要】

- ・ 地方分権の推進を図るため、道からの提案に基づき、国からの権限移譲等を積み重ねていくシステムを構築
- ・ 内閣総理大臣を本部長とする推進本部に北海道知事も参画し、総理・閣僚と直接議論の上、推進する仕組みを実現

#### 【「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」（平成17年3月）の概要】

- ・ 道州制の下における市町村と道州の役割分担を明らかにした上で、移譲対象事務・権限をリスト化

現在道が担っている権限（約4,000項目）のうち、約2,000項目を移譲対象

- ・ 市町村の要望に応じて移譲を行う。
- ・ 移譲に当たっては、必要な人的・財政的措置を行う。
- ・ 今年度中に、これまでの移譲の実績を踏まえ、移譲による効果や課題を把握するフォローアップを行い、権限移譲をさらに進めるための方策について検討する。

### 市町村合併の進展

平成11年7月に旧合併特例法の改正が行われ、いわゆる「平成の大合併」が始まり、全国では、3,232市町村の62%に当たる1,933市町村が合併し、平成19年11月までに市町村数は1,800まで減少しており、市町村合併が大きく進展しました。

一方、本道においても、多くの地域で合併の検討が行われ、結果的に212市町村の4分の1に当たる53市町村が合併し、道内市町村数は180に再編されています。

平成17年4月に施行された新たな合併特例法では、合併構想の策定など都道府県の新たな役割が定められました。このため、道としては、分権型社会にふさわしい市町村体制を構築する観点から、道内の合併協議が一層円滑に進められるよう、平成18年7月に「北海道市町村合併推進構想」を策定しました。

## 現在の支庁の課題

### 【地方分権の進展等への対応についての課題】

地方分権改革の進展を踏まえた、支庁のあり方や役割などについての検討が必要です。

### 【縦割型行政システムについての課題】

地域課題に対する支庁の対応が縦割になりがちのため、地域における道行政の総合性の確保が必要です。

### 【本庁主導の行政についての課題】

本庁、支庁の二層構造による非効率性を改善し、支庁がこれまで以上に地域課題に迅速かつ柔軟に対応することが必要です。

### 【支庁の組織や能力開発についての課題】

支庁が地域の道行政をより円滑・効果的に執行できるようにすることや、職員の意識改革と能力開発が一層必要です。また、地域の実情などに応じた柔軟な体制づくりについても検討が必要です。

### 【支庁所管区域についての課題】

交通・通信網の発達、住民の活動範囲の広域化などの変化に対応した支庁所管区域の検討が必要であるとともに、道が政策的に設定している圏域や区域がより有機的に連動できるように支庁所管区域の見直しが必要です。

### 【行政の効率性についての課題】

厳しい道財政の中で、行政の効率化によるコストの抑制と、新たな行政ニーズに的確に対応するための体制整備が必要です。

## 支庁を取り巻く状況

- ・ 14支庁体制となってから約1世紀近く
- ・ 住民のライフスタイルの変化や交通・通信網の著しい発達等

### 地方分権改革の進展

道州制、市町村合併  
道から市町村への事務・権限移譲

### 現在の体制の課題

縦割型行政システム、  
行政の効率化等

## 将来を見据えた支庁制度改革の推進

< 地域の個性と主体性を一層発揮させる地域主権型社会の実現に資する >

## ( 2 ) 支庁制度改革の趣旨

支庁を取り巻く状況の大きな変化、地方分権改革の進展や現在の支庁の課題を踏まえ、道州制の導入を視野に入れた将来的な支庁の姿を明らかにした上で、地域の個性と主体性を一層発揮させる「地域主権型社会」の実現に資するため支庁制度改革を実施します。

\* 道州制のイメージについては、資料編(4)を参照してください。

### 地域主権型社会の意義と支庁制度改革

北海道では、「国が持っている権限や財源を地方に移し、これによって地方のことはそれぞれの地方の人たち自身が決める方が、より地域にふさわしい政策や事業が展開できる」といった「地方分権」の考え方をさらに推し進め、国から権限や財源を分けてもらう視点ではなく、地域の住民や市町村からの視点に重点を置いた「地域主権型社会」を目指し、道州制への取組や、道から市町村への事務・権限の移譲、自主的な市町村合併の推進に取り組んでいます。

このような地域主権型社会において、地域の総合的な行政主体となるのは「市町村」です。

このためには、住民に一番身近な基礎自治体である市町村がまず行う、市町村でもできないことは広域自治体の都道府県が行う、都道府県でも対応できないことを国が行うという「補完性の原理」を徹底することが重要であり、このことが二重行政の解消や行政の効率化にもつながっていくものです。

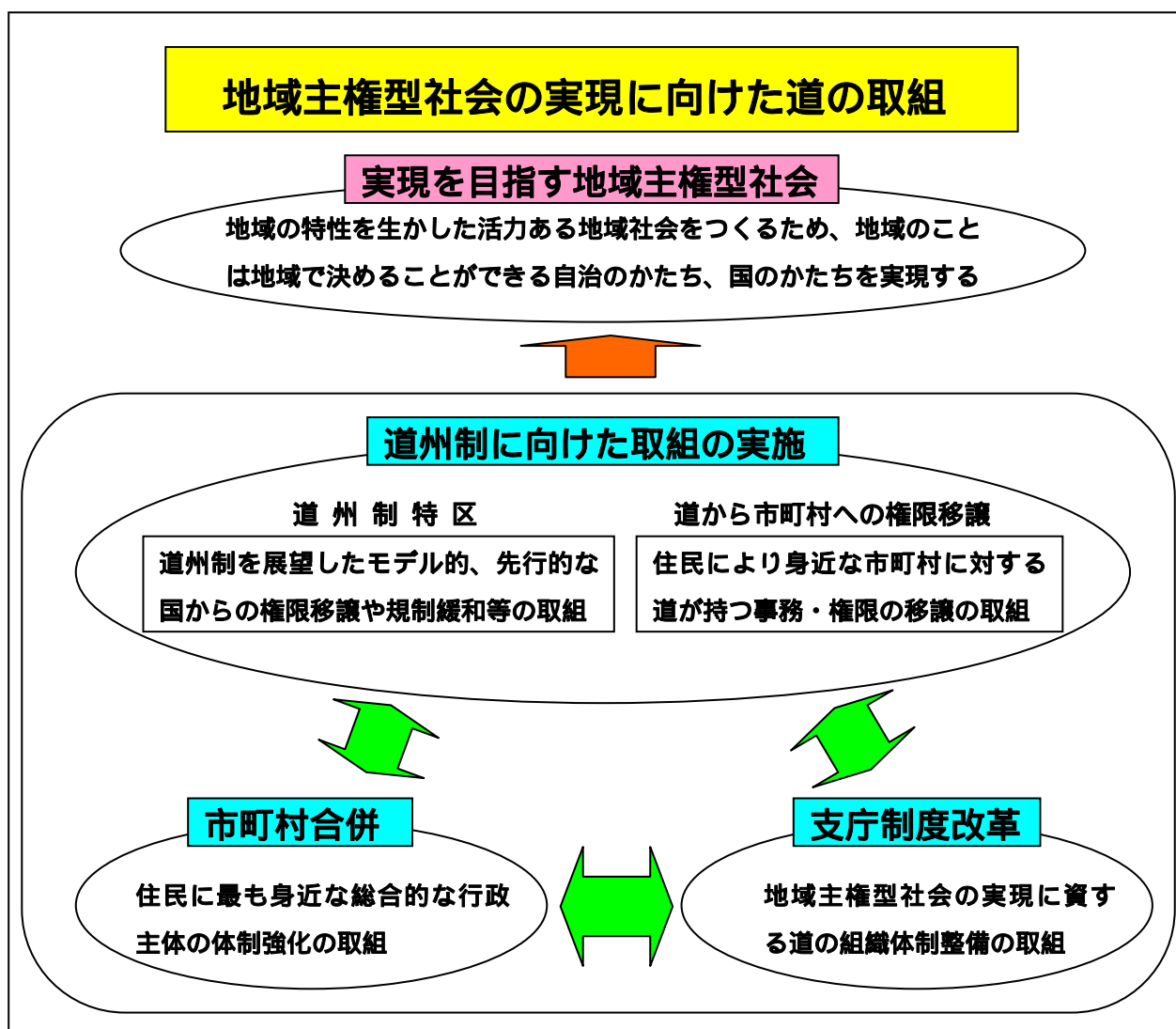
支庁制度改革は、支庁の将来の姿を明らかにした上で、こうした地域主権型社会の実現に資することを目的として取り組むものです。

### 地域主権型社会の形成に向けた取組と支庁制度改革

支庁制度改革は、直接的には道の組織機構を見直す取組ですが、改革の理念は、市町村合併や道から市町村への権限移譲などの目指す方向と一致しています。

地域主権型社会の形成に向けては、それぞれの進展の度合いは異なっていますが、その整合性を図りながら取り組むことが必要です。

支庁制度改革を通じて、こうした動きに柔軟に対応できる道の組織体制を整備することにより、地域主権型社会の実現に資することができるよう、取り組めます。



### (3) 支庁制度改革の視点

支庁制度改革に当たっては、地方分権改革の進展に伴う将来的な支庁の姿を明確にし、それに向けた取組を進めるとともに、その過渡的な取組として、本格的な人口減少時代を迎え、より効果的・効率的な組織体制を構築するとともに、市町村体制の充実の状況に適切に対応しながら、地域における効果的な道行政を推進する「支庁」の体制整備に向けた改革を行います。

なお、改革に当たっては、次の視点を踏まえ実施します。

#### 地方分権改革の視点

市町村合併、道州制の先行実施の取組、道から市町村への事務・権限の移譲など、現在の地方分権改革を踏まえた支庁の体制の見直しを行います。

#### 行財政改革の視点

現下の厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な体制の整備を行います。

(組織のスリム化、改革全体を通して行政コストの抑制)

## (4) 支庁制度改革の進め方

支庁制度改革は、地方分権改革の進展に伴う長期的な改革であり、大きく分けて次の2つの段階となります。

### 過渡的改革(市町村の体制が整うまでの間において取り組む改革)

市町村の体制が充実するまでの過程で、市町村への事務・権限の移譲の状況や合併の進展状況によって様々な市町村のかたちが想定されることから、市町村の状況などに応じ、支庁は次の事務を担います。

地域の道行政の事務(将来的にも道が担う事務)

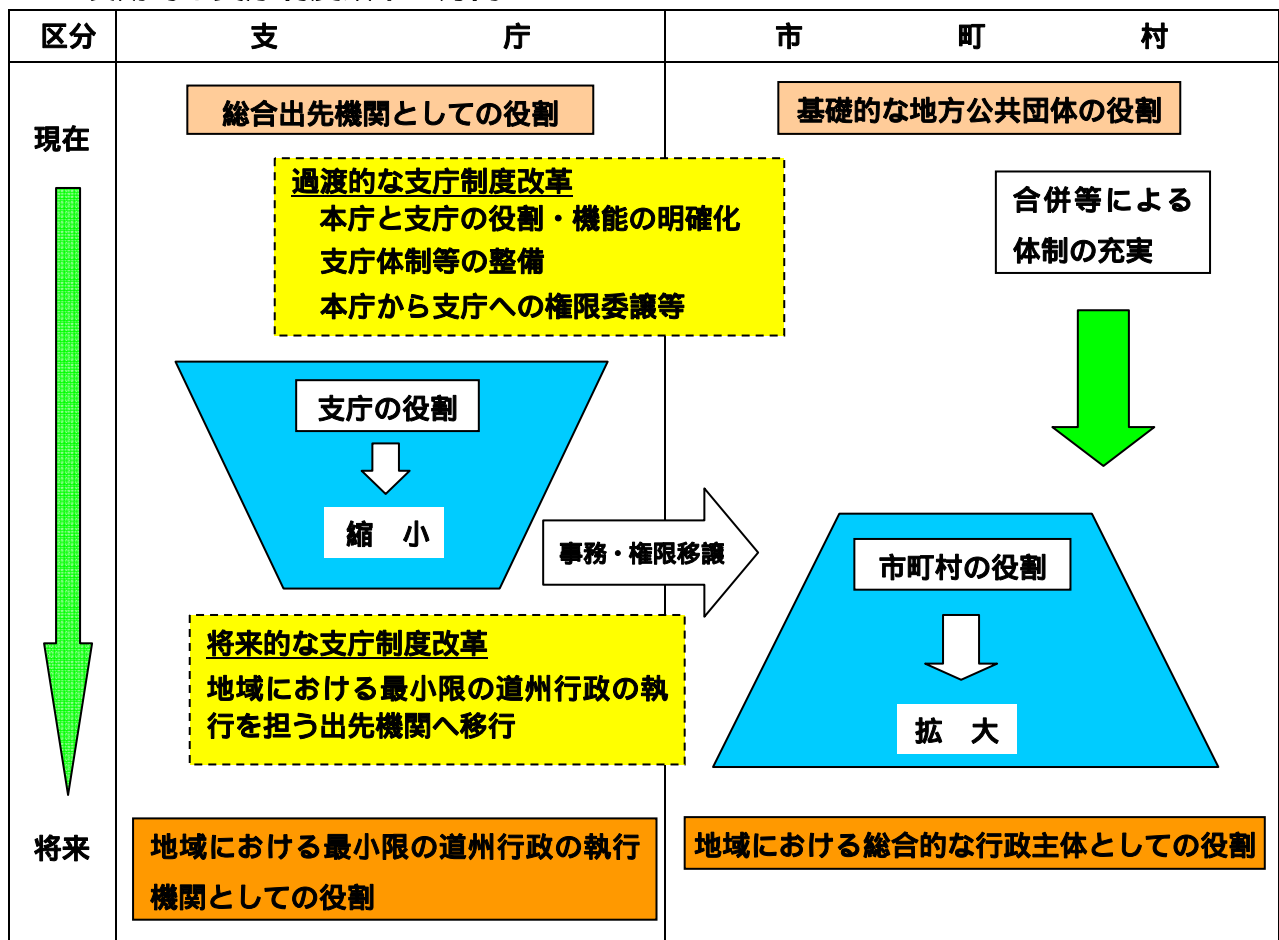
所管区域内の調整事務

市町村へ移譲予定の事務(市町村の体制が十分整備されていないなどの理由によりすぐに市町村に移譲できない事務)

### 将来的改革(市町村が、地域の総合的な行政主体としての役割が十分果たせる段階における改革)

道(支庁)の事務・権限の市町村への移譲に伴い支庁の機能は順次縮小し、最終的に支庁は地域における最小限の道州行政を担う出先機関となります。

### 長期的な支庁制度改革の方向





## 2 新しい支庁における地域の道行政の展開

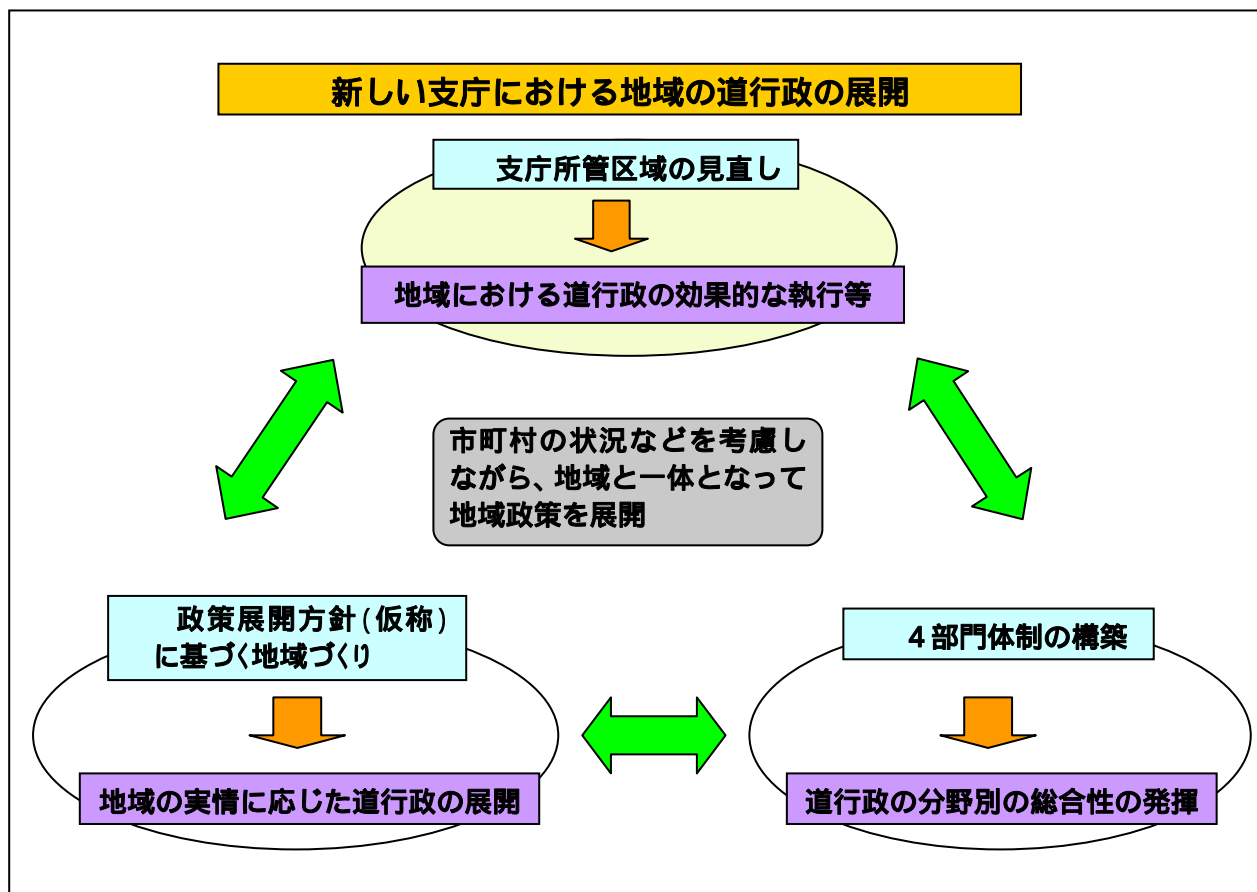
### (1) 支庁の役割に関する基本的な考え方

地域主権型社会では、市町村は、地域における総合的な行政主体として、住民の暮らしや地域の産業振興に関わる行政サービスを地域の実情に応じて提供する役割を担います。

支庁制度改革は地域主権型社会の実現に資する改革であり、地域の総合的な行政主体としての市町村の確立に向けた取組を積極的に支援するとともに、市町村の体制が充実するまでは、支庁は市町村の状況などに応じた役割を担います。

### (2) 効果的な地域政策の展開

支庁制度改革の基本的な取組（支庁所管区域の見直し、政策展開方針（仮称）に基づく地域づくり、4部門体制の構築）を行うことにより、新しい支庁は、市町村の状況などを勘案しながら、地域と一体となって地域政策を展開します。

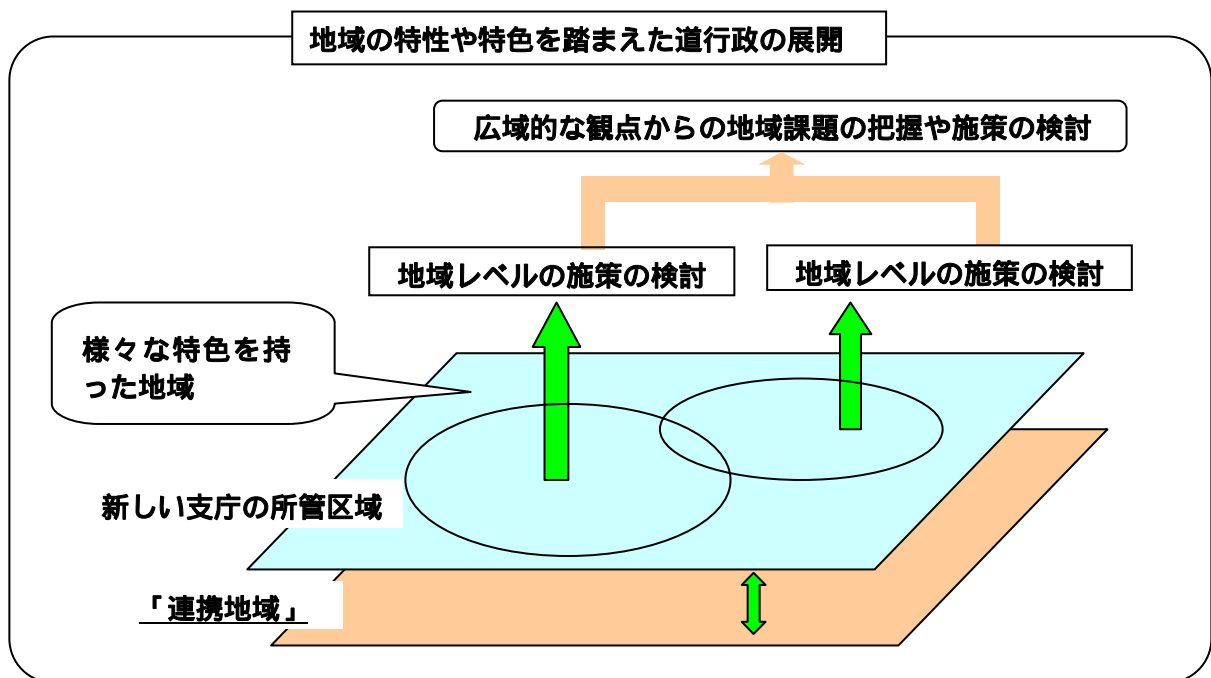


## 支庁所管区域の見直し

支庁所管区域は、道の総合計画において計画推進上のエリアとして設定する「連携地域」を基本とします。

### 総合計画を踏まえた支庁所管区域の見直し

- ・ 本道は面積が広大で、気候風土、歴史文化、産業構造などが異なる特色ある地域から成り立っており、地方分権改革の進展に伴い地域の自主性・自立性が重視される一方、人口減少や高齢化の進行などにより社会経済の状況が大きく変化しています。
- ・ 新しい総合計画（案）では、こうした状況の下、地域の特性や特色を最大限に生かし、持続可能で活力ある地域づくりを進めるため、中核都市を拠点とする計画推進上のエリアとして6つの「連携地域」を設定し、都市と農山漁村の連携や、住民、企業、NPO、行政など多様な主体が補い合い、支え合う「連携と相互補完」の考え方に立って、広域的な観点から地域づくりを進めるとともに、広域市町村圏や第二次保健医療福祉圏、現行の支庁所管区域といった地域単位も勘案しながら、きめ細かく施策の検討を行い、地域に根ざした政策を展開することとしています。



- ・ 連携地域を基本に支庁所管区域を見直すことにより、これまで以上に総合的な観点から地域課題の把握や施策の検討を行うなど効果的に道行政を展開します。
- ・ また、所管区域の見直しに伴い、所管区域内の調整事務を集約することにより、業務の専門性を高め、地域課題に柔軟かつ機動的に対応します。

\* 新しい総合計画（案）におけるエリアの設定、地域づくりの基本方向については、資料編（5）、（6）を参照してください。

## 政策展開方針（仮称）に基づく地域づくり

地域の特性や特色に応じて、必要な課題について地域に根ざした政策を展開するため、新しい総合計画の地域づくりの基本方向に沿って、連携地域ごとに「政策展開方針（仮称）」を策定し、地域における効果的な道行政を推進します。

### 「政策展開方針（仮称）」の策定・推進

#### 【策定の趣旨】

地域の社会経済状況の変化や新たな課題に対応し、都市と農山漁村の連携や多様な主体の協働により、地域の特性や特色に応じながら、持続可能で活力ある地域づくりを進めるため策定します。

#### 【策定主体など】

市町村や道民の参画を得て、連携地域ごとに支庁が策定し、推進管理します。

#### 【策定期間】

平成20年度のできるだけ早い時期に策定します。

#### 【主な内容】

地域の特色や将来の発展方向をイメージした連携地域の「めざす姿」や、めざす姿の実現に向けた地域が主体となった広域的かつ戦略的な取組である「重点プロジェクト」等から構成します。（地域における産業や保健・医療・福祉、環境、教育など分野ごとの政策については、特定分野別計画に基づき推進）

### 重点プロジェクトの推進

#### 【地域と一体となった政策検討】

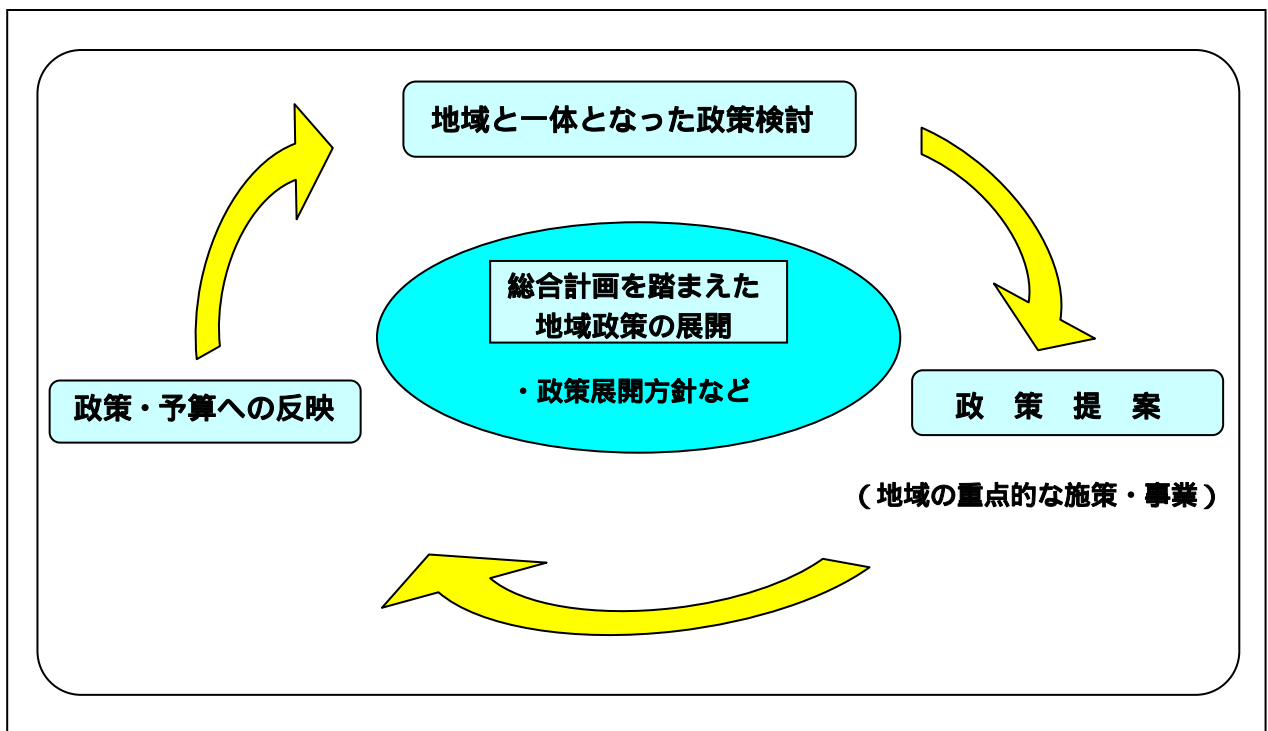
重点プロジェクトの推進に当たっては、市町村や住民などの参画を得て、多様な主体による取組を進めていくため、現在の支庁所管区域ごとに、地域づくりを検討する場を設けます。

#### 【政策提案】

支庁においては、地域における政策検討などを踏まえ、重点プロジェクトを具体的に展開するため、次年度における地域の重点的な施策・事業などを取りまとめ、政策提案を行います。

#### 【政策・予算への反映】

政策提案の実効性を確保するため、地域の重点的な施策・事業の政策や予算への反映の仕組みづくりに努めるとともに、フォローアップを実施するなど、地域の課題解決を図ります。

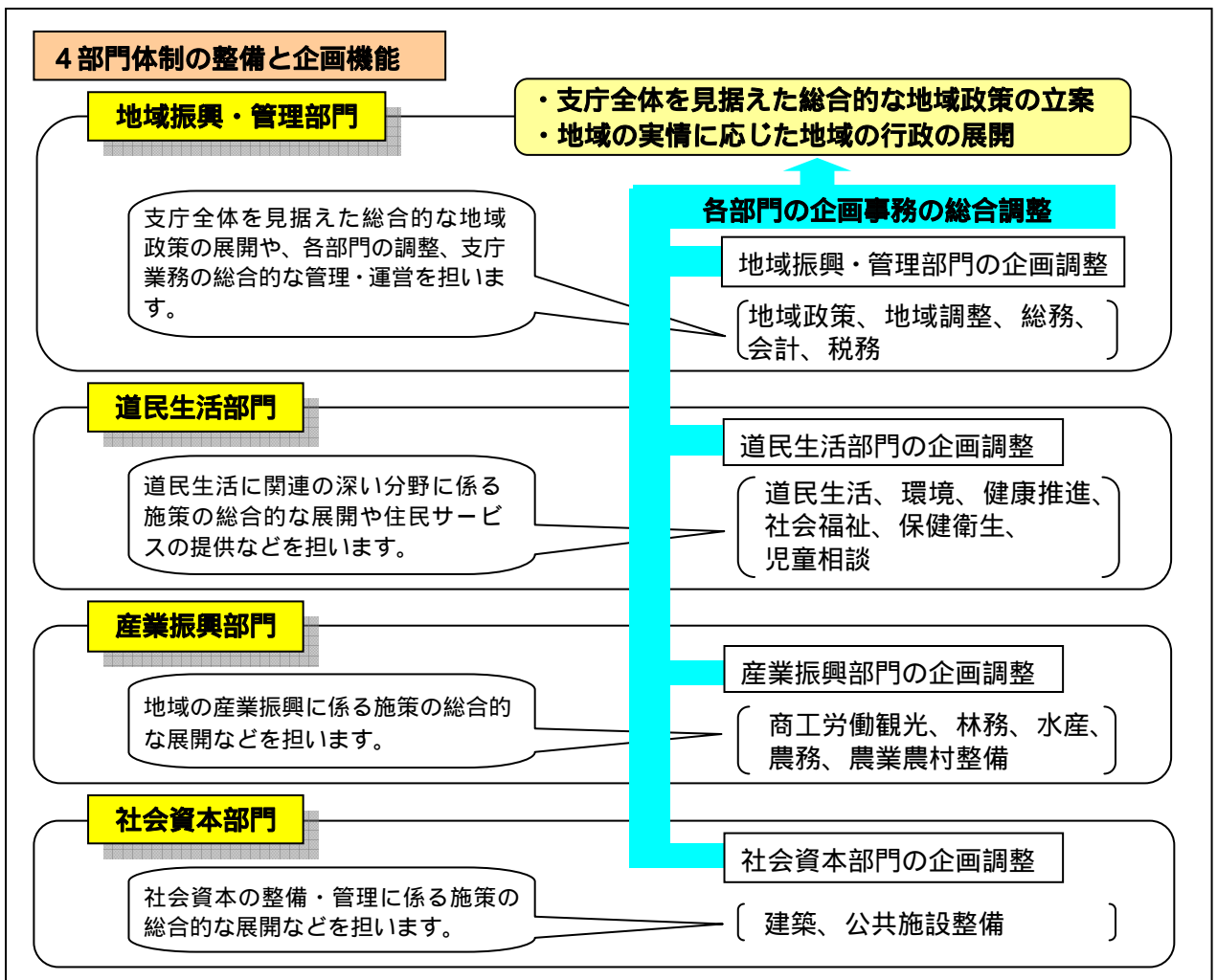
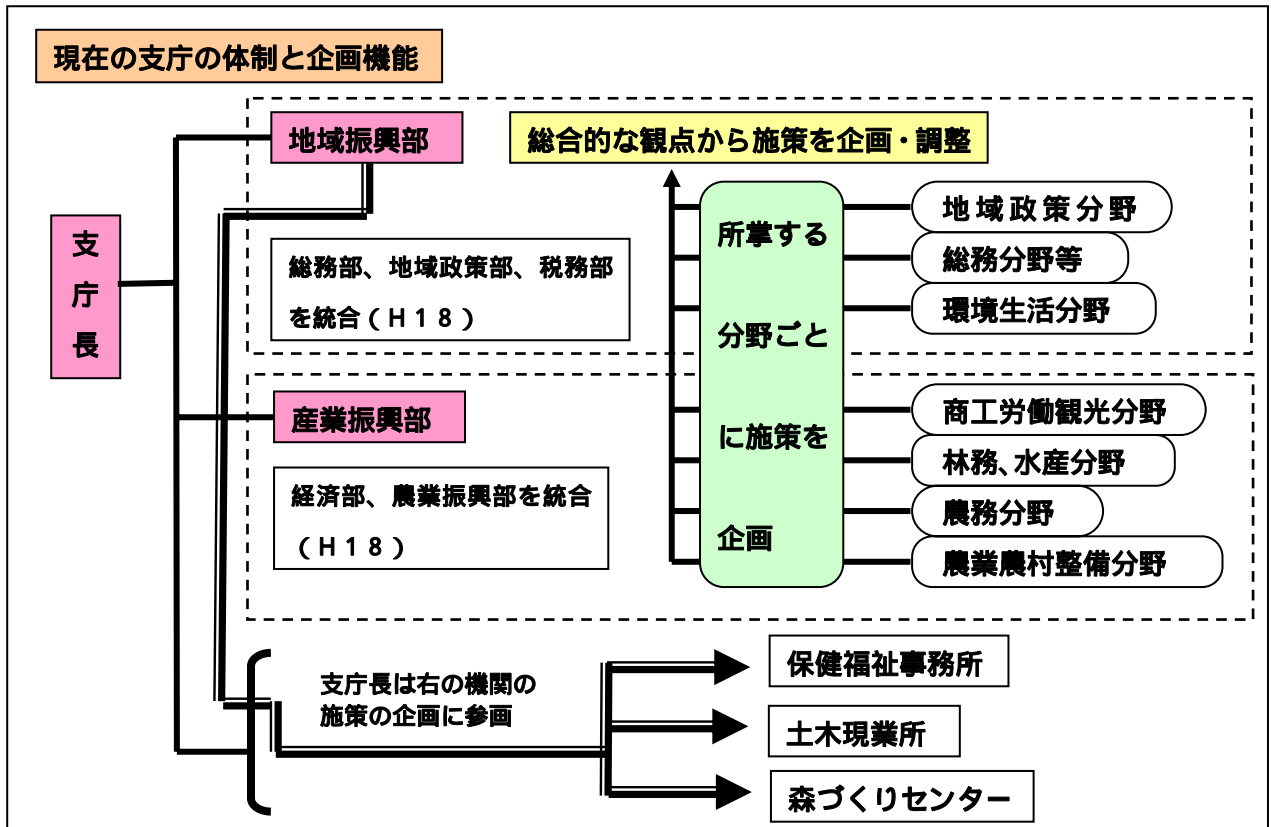


#### 4 部門体制の構築

道行政の分野別の総合性を発揮し、地域における効果的・効率的な道行政が展開できるよう、横断的な組織体制を構築します。

#### 道行政の分野別の総合性の発揮

- ・ 道行政の分野別の総合性を発揮し、地域における効果的・効率的な道行政が展開できるよう、新しい支庁は、「地域振興・管理部門」、「道民生活部門」、「産業振興部門」、「社会資本部門」の4部門体制とします。
- ・ また、部門ごとの企画事務は「地域振興・管理部門」で総合的に調整するとともに、支庁全体の観点から地域課題を一元的に把握し、地域政策を総合的に検討するなど、地域づくりを支援する体制を整備します。

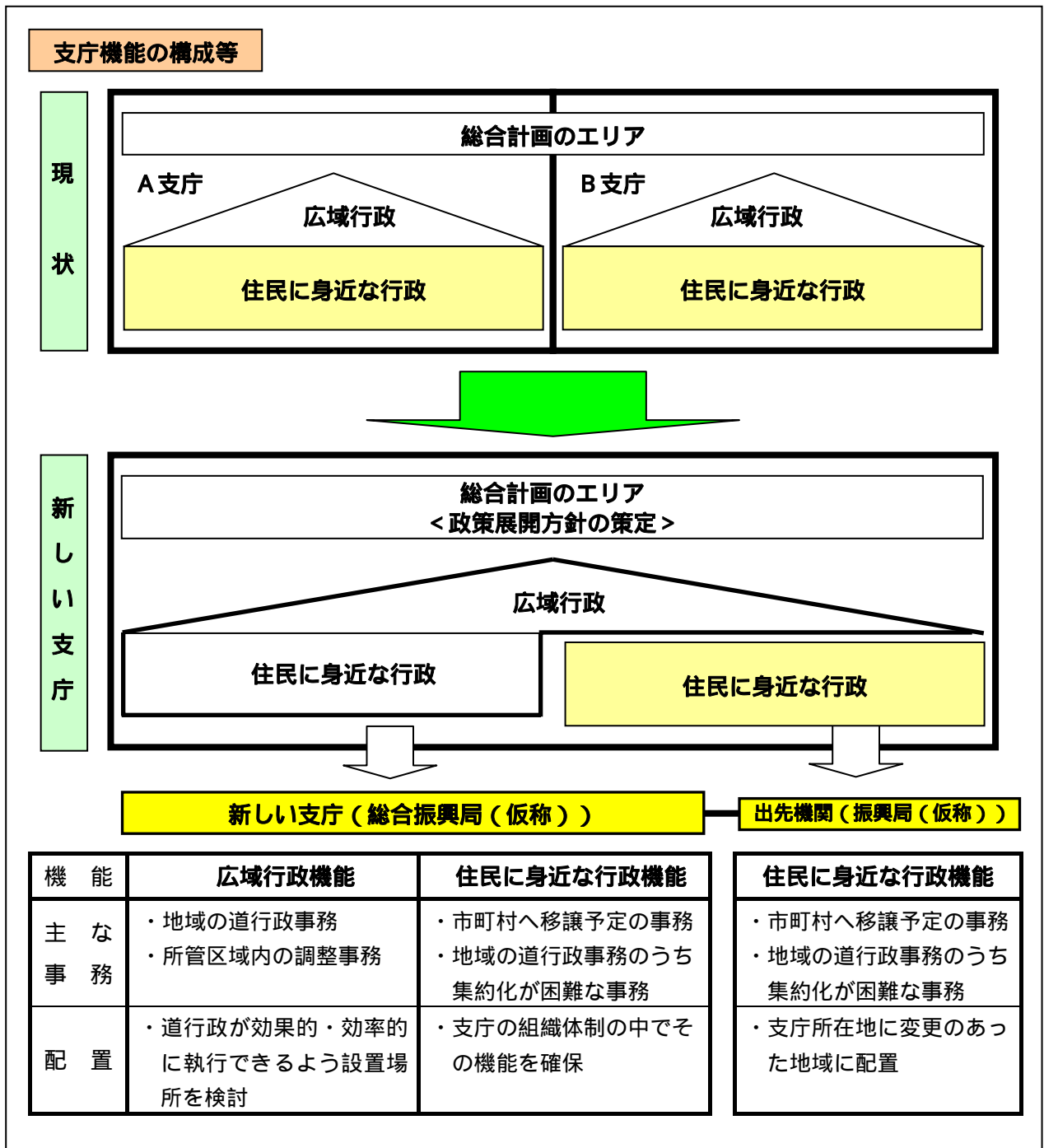


### 3 新しい支庁の機能

#### (1) 支庁機能の基本的な考え方

現在の支庁機能のうち、住民に身近な事務など（住民に身近な行政機能）を引き続き地域に配置するとともに、所管区域内の調整事務など（広域行政機能）を新しい支庁に集約します。

なお、住民に身近な行政機能は、支庁所管区域の見直しに伴い、支庁所在地の変更のあった地域においては、新しい支庁の出先機関を設置し、そこで担います（新しい支庁の所在地では、支庁の組織体制の中でその機能を確保します。）。



## (2) 新しい支庁における役割分担(概要)

支庁機能の基本的な考え方を踏まえ、新しい支庁における役割分担(概要)は次のとおりとします。

なお、広域行政機能のうち、林務分野、水産分野、農務分野、農業農村整備分野及び公共施設整備分野の業務の一部(工事や施設の管理、普及指導事務等)は、災害対応や効果的・効率的な業務執行の観点から、必要な地域に配置します。

また、住民に身近な行政機能などとして引き続き地域に配置する業務量については、現行の全体業務の概ね6割に相当します。

支庁機能の区分表(概要)

部門	分野	広域行政機能	住民に身近な行政機能等
		業 務	業 務
地域振興・管理	地域政策	・地域政策(政策展開方針の推進等) ・各部門の企画事務の総合調整	・地域政策(地域づくりに関する支援等)
	企画調整	・地域振興・管理部門の企画調整	・地域振興・管理部門の相談窓口の案内等 ・特定の地域課題等
	地域調整	・防災・消防 ・広報広聴 ・土地利用 ・統計 ・市町村行政(市町村の行政及び財政に対する助言等)	・防災(連絡調整等) ・市町村行政(市町村合併、市町村への権限移譲事務、政治団体の設立届及び収支報告書の受理等)
	総務	・総務 ・職員厚生	・道政に関する総合案内 ・総務(旅券、庁中管理等)
	会計	・経理審査 ・出納需品 ・事業管理	
	税務	・課税、納税	・納税相談、諸証明
	道民生活	企画調整	・道民生活部門の企画調整
道民生活		・道民生活(生活・スポーツ・文化の振興等)	・道民生活(特定非営利活動等)
環境		・環境保全(環境保全活動の促進) ・廃棄物対策(廃棄物対策の調整等) ・自然環境(普及啓発等)	・環境保全(公害に関する規制等) ・廃棄物対策(産業廃棄物の処理等) ・自然環境(野生動物の保護等)
健康推進		・保健推進(市町村保健活動の支援等) ・保健予防(医療機関の指定等) ・健康増進(市町村との調整等) ・子ども未来・子育て支援相談(少子化対策等) ・精神保健福祉(精神保健対策の調整等)	・保健推進(保健・医療・福祉の総合相談等) ・保健予防(感染症の検査等) ・健康増進(健康増進法関連事務等) ・子ども未来・子育て支援相談(保育所認可・母子保健の総合相談等) ・精神保健福祉(精神障害者の保健指導等)
社会福祉		・地域福祉(地域福祉計画等) ・保険運営	・地域福祉(社会福祉施設の整備(許認可)等) ・生活保護 ・社会福祉法人等の運営指導等
保健衛生		・医療業務(医療・医療相談(医療安全支援センターの運営)・薬事保健等) ・食品保健(健康被害発生状況把握・動向把握等) ・食肉検査(と畜場等) ・環境衛生(水道供給施設等・狂犬病発生時の措置) ・試験検査	・医務業務(医療施設及び医療法人、薬局・医薬品販売業等) ・食品保健(許認可事務・監視指導事務等) ・食肉検査(と畜検査等) ・環境衛生(犬猫引取等)
児童相談		・相談支援・指導 ・判定援助 ・一時保護	

部門	分野	広域行政機能	住民に身近な行政機能等
		業 務	業 務
産業振興	企画調整	・産業振興部門の企画調整	・産業振興部門の相談窓口の案内等
	商工労働 観 光	・労働(雇用対策等) ・商工振興(中小企業経営革新支援等及び物産振興等) ・指導保安(砂利等資源対策の調整) ・観光	・労働(労働相談等) ・商工振興(中小企業金融・経営相談等) ・指導保安(砂利採石の指導取締等)
	林 務	・林務 ・造林 ・林産 ・治山 ・林道 ・森林保全 ・みどり対策 ・森林の利活用 ・森林に関する普及指導 ・道有林野の管理・整備	・森林、林業及び緑化に係る各種事業、 工事関連の事務 ・普及指導に係る事務 ・道有林野の管理、整備に係る事務
	水 産	・漁政(水産業協同組合に関する事務等) ・水産に関する普及指導 ・水産振興 ・漁港漁村(漁港整備等) ・漁業管理(遊漁船業の適正化等)	・漁政(漁船海難事故防止等) ・漁港漁村(漁港管理等) ・漁業管理(漁業許可等) ・普及指導に係る事務
	農 務	・農政 ・農業経営 ・農村振興 ・生産振興(農畜産物の生産振興等) ・農業改良普及指導 ・家畜保健衛生	・生産振興(家畜取引等) ・普及指導に係る事務 ・家畜保健衛生に係る事務
	農業農村 整 備 (調 整)	・調整 ・指導企画 ・地域計画 ・事業用地	・事業に係る工事関連の事務
	農業農村 整 備 (事業実施)	・設計 ・事業実施	
社会資本	企画調整	・社会資本部門の企画調整	・社会資本部門の相談窓口の案内等
	建 築	・建築・住宅(特殊建築物等の建築確認、公営住宅等の整備指導等) ・まちづくり(まちづくり・景観の企画調整等)	・建築・住宅(住宅等の建築確認等) ・まちづくり(屋外広告物の許可等)
	公共施設 整 備 (調 整)	・事業管理 ・事業用地 ・公共施設等管理	・公共施設整備に係る工事関連の事務 ・公共施設等の管理に係る事務
	公共施設 整 備 (事業実施)	・道路建設 ・治水 ・空港、海岸、漁港の事業実施	

- ・  内に表示した事務は、工事や施設の管理、普及指導事務など、災害対応や、効果的・効率的な業務執行の観点から、必要に応じ広域行政機能の一部を地域に配置するものです。
- ・ 現在の土木現業所の機能については、基本的にその機能を維持します。
- ・ 部門ごとに、部門全体の企画機能を集約化することとしていますが、これは個々の事務に付随する事務レベルの企画事務まで集約化する趣旨ではありません。
- ・ 支庁機能の区分表の詳細は資料編(7)を参照してください。



## 支庁所在地に変更のあった地域に配置する機能

支庁所在地に変更のあった地域（支庁管内）においては、所管区域の見直し後においても、次のような機能を引き続き配置します。

### 振興局（仮称）として配置

#### 保健・福祉サービスなどの確保

- ・ 社会福祉施設の許認可、生活保護
- ・ 感染症検査、医療施設及び食品関係営業施設の許認可
- ・ 公害に対する規制、産業廃棄物の処理
- ・ 砂利採石の指導取締、建築確認 など

#### 住民に身近な申請手続、各種相談業務

- ・ 旅券発給事務
- ・ 母子保健相談
- ・ 納税証明事務
- ・ 中小企業労働相談 など

#### 市町村のサポートなど

- ・ 行政体制の整備に対する支援（市町村合併、市町村への権限移譲）
- ・ 地域づくりを検討する場の設定
- ・ 地域における課題への対応（地域づくりに関する支援など）

#### 地域の特殊事情への対応

- ・ 北方領土対策、軽種馬産地対策など地域の特殊事情への対応について、市町村などのご意見を踏まえさらに検討

### 総合振興局（仮称）の出先機関として配置

#### 社会資本整備体制などの確保

- ・ 社会資本（道路、河川、漁港、治山施設など）の維持、管理
- ・ 自然災害（地震・風水害など）への対応
- \* 土木現業所の機能は、基本的に現状を維持

#### 各種の技術普及事業

- ・ 農業、林業、水産業の各産業に関する普及指導

## 4 新しい支庁の所管区域、支庁所在地等

### (1) 新しい支庁の所管区域及び支庁所在地の設定の考え方

#### 基本的な考え方

新しい支庁の所管区域は、道の総合計画において計画推進上のエリアとして設定する「連携地域」を基本とします。

支庁所在地の変更のあった地域に、新しい支庁の出先機関を設置します。

新しい支庁等の所在地は、現庁舎を活用することとし、連携地域の中核都市を基本とします。

#### 道央地域及び道北地域の取扱い

新しい総合計画では、連携地域のうち、道央地域は、札幌市を中心とする中核都市群を拠点に複合的に繋がりがあることなどから、名称を「広域連携地域」とし、他の連携地域と異なる位置づけとしているほか、道北地域についても、南北に長く、他の連携地域に比べて中核都市との距離が大きいことから、周辺の農山漁村等への都市サービスの水準の確保などについて配慮する必要があるとしています。

また、新しい支庁を連携地域と一致させることについては、道央地域及び道北地域があまりにも広大であり、他の地域とのバランスを欠く、札幌一極集中を助長するという意見が寄せられています。

こうした連携地域の位置づけや市町村などのご意見を勘案し、両地域については、複数の支庁を設置することとします。

なお、市町村合併の進展や社会資本の整備状況などを踏まえ、将来的には所管区域の見直しを検討する必要があるものと考えています。

#### 複数支庁の設置に当たっての考慮事項（道央地域・道北地域）

面積・人口・市町村数や住民の活動範囲、国等の行政機関の所管区域などを総合的に勘案します。

行政の継続性を考慮し、現行の支庁所管区域を単位として検討を行った上で、所管支庁の変更を希望する市町村の意向に配慮します。

連携地域ごとに策定する「政策展開方針」の円滑な推進のため、支庁間の連携体制を整備します。

## 道央地域

### 【支庁所管区域の考え方】

現行の石狩支庁・空知支庁、胆振支庁・日高支庁、後志支庁で構成する3つの支庁を設置します。

#### <胆振・日高地域>

- ・ 苫小牧市から室蘭市に至る地域は、道内有数の工業地帯となっており、両地域を併せた人口規模も約50万人を有しているなど、相当程度のポテンシャルを有しています。
- ・ 通院、通学、購買といった住民の活動範囲についても、苫小牧市が日高支庁管内6町に依存されているほか、国等の行政機関が同一の所管区域となっており、さらに両支庁を越えて二つの一部事務組合が設置されているなど、地域における一定の結びつきが見られます。

#### <石狩・空知・後志地域>

- ・ これらの地域は、いずれも札幌市との結びつきが極めて強くなっていますが、これらの3地域を合わせるにより、依然として規模が大きな支庁となります。
- ・ このうち、後志地域は、管内面積・人口ともに規模が小さいですが、現状においては管内の市町村数が多く、また、原子力防災対策や北海道新幹線の推進など特殊な地域課題を抱えているほか、石狩支庁（札幌市）以外の地域との結びつきは、極めて弱い状況にあります。
- ・ このことに加え、札幌一極集中を緩和する観点から支庁所在地を岩見沢市とすることなどを勘案し、石狩・空知地域及び後志地域にそれぞれ支庁を設置することとします。

現支庁名	石狩	空知	後志	胆振	日高
管内面積 (構成比)	2,419 km <sup>2</sup>	5,791 km <sup>2</sup>	4,306 km <sup>2</sup>	3,698 km <sup>2</sup>	4,812 km <sup>2</sup>
	3.1%	7.5%		4.8%	6.2%
	8,210 km <sup>2</sup>		5.6%	8,510 km <sup>2</sup>	
	10.6%			11.0%	
管内人口 (構成比)	429,152 人	363,642 人	250,066 人	426,639 人	81,407 人
	11.5%	9.7%		11.4%	2.2%
	792,794 人		6.7%	508,046 人	
	21.2%			13.6%	
管内市町村数	7	24	20	11	7
	31			18	

注：石狩支庁の数値は札幌市分を、空知支庁の数値は幌加内町分を除いたものである。

\*道央地域における住民の活動範囲、国等の行政機関の所管区域の状況などについては、資料編（8）を参照してください。

## 道北地域

### 【支庁所管区域の考え方】

現行の上川支庁・留萌支庁と宗谷支庁で構成する2つの支庁を設置します。

- ・ 道北地域は南北に長く、特に稚内市を中心とする地域については、中核都市である旭川市との距離が著しく離れていることなどから、結びつきが相対的に弱い状況にあります。
- ・ 住民の活動範囲について、宗谷支庁管内の市町村は、留萌支庁管内の市町村と比較して中核都市である旭川市への依存度が低く、また、留萌支庁北部においては、一部、稚内市への依存が見られます。
- ・ また、留萌支庁・宗谷支庁を越えて一部事務組合が設置されています。
- ・ こうした現状における宗谷地域と旭川市との結びつきの度合、支庁所在地間の距離や離島の存在といった地域事情、港湾・空港等交通の拠点性を考慮し、宗谷地域を一つの支庁とします。

### 【所管区域に関する管内市町村の意向】

- ・ 空知支庁管内幌加内町からは、新しい総合計画における圏域設定に当たっては、旭川市を中核都市とするエリアに位置づけるとともに、支庁の所管区域の見直しに当たっても、旭川市を中心とする支庁に位置づけよう要請がなされています。
- ・ また、留萌支庁管内幌延町からは、支庁の所管区域の見直しに当たっては、稚内市を中心とする区域に位置づけることを希望する旨の意見が出されており、今後、対応について検討を行います。

現支庁名	上川	留萌	宗谷
管内面積 (構成比)	10,619 km <sup>2</sup>	4,020 km <sup>2</sup>	4,051 km <sup>2</sup>
	13.7%	5.2%	
	14,639 km <sup>2</sup>		5.2%
	18.9%		
管内人口 (構成比)	537,432 人	61,494 人	75,668 人
	14.3%	1.6%	
	598,926 人		2.0%
	16.0%		
管内市町村数	23	9	9
	32		

注：上川支庁の数値は幌加内町分を加えたものである。

\* 道北地域における住民の活動範囲、国等の行政機関の所管区域の状況などについては、資料編（9）を参照してください。

## (2) 新しい支庁の名称

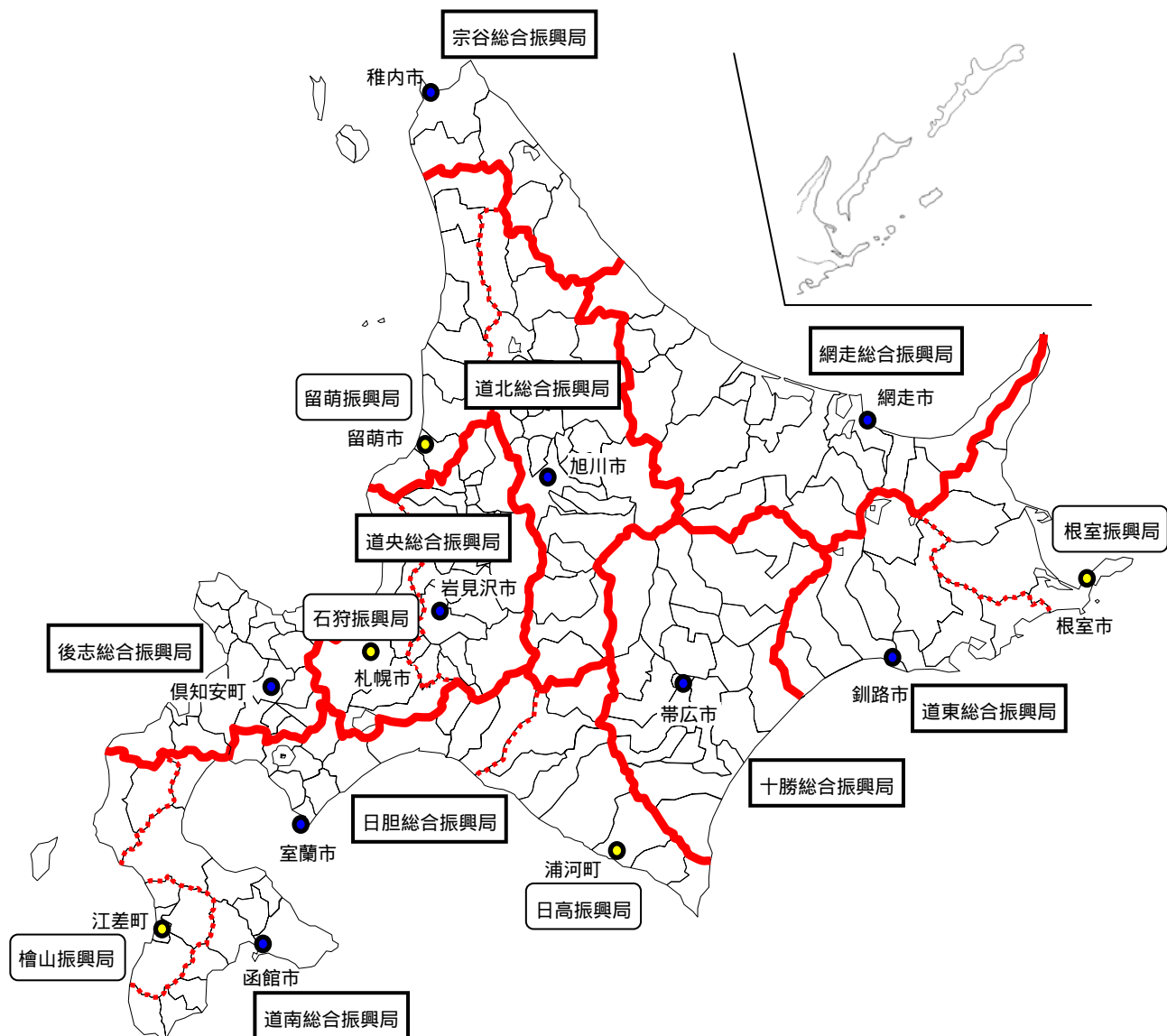
新しい支庁の名称は、次の考え方を踏まえ、新しい支庁の名称を「総合振興局」、支庁所在地が変更となる地域に設置する総合振興局の出先機関の名称を「振興局」（いずれも仮称）とします。

- ・ 住民に身近な事務などは、引続き地域に配置するとともに、所管区域内の広域的な事務を中心に集約するものであり、支庁として果たすべき役割を踏まえ、支庁機能を再構築するという考え方を表すものとするのが望ましいこと。
- ・ 新しい総合計画における地域づくりの方向性に沿った「政策展開方針」の策定・推進に当たり、総合振興局と振興局が連携し、地域課題を的確に把握するとともに、より広域的な観点から地域政策を総合的に展開するという趣旨を明確にすること。

なお、総合振興局は連携地域や現在の支庁の名称を勘案することとし、振興局は現在の支庁の名称を使用することを基本としますが、今後、さらに市町村や道民の皆様のご意見を伺いながら検討します。

こうした考え方を整理すると、支庁所在地等は、次のようになるものと考えています。

連携地域	総合振興局（仮称）	所在地	振興局（仮称）	
			所在地	
道 南	道南総合振興局	函館市	檜山振興局	江差町
道 央	道央総合振興局	岩見沢市	石狩振興局	札幌市
	後志総合振興局	倶知安町		
	日胆総合振興局	室蘭市	日高振興局	浦河町
道 北	道北総合振興局	旭川市	留萌振興局	留萌市
	宗谷総合振興局	稚内市		
オホーツク	網走総合振興局	網走市		
十 勝	十勝総合振興局	帯広市		
釧路・根室	道東総合振興局	釧路市	根室振興局	根室市



### (3) 新しい支庁の位置づけ

地方自治法に規定する総合出先機関として「総合振興局」を、総合振興局の出先機関として「振興局」を、条例に基づき設置します。

### (4) 新しい支庁体制に向けた具体的な整備の進め方

新しい支庁体制の整備に当たっては、地域に与える影響に配慮するとともに、職員の配置や移転に要する財政負担などを含め、業務が円滑に移行できるよう、段階的な事務の集約について検討します。

## (5) 新しい支庁の組織体制のフレーム

新しい支庁の組織は、次の考え方を基本に、今後、検討します。

また、総合振興局・振興局の「長」の格付け、組織体制に関する総合振興局長の権限の拡充について、検討を進めます。

### 各部に關係分野を統括する「課」を配置

支庁機能の分野を関連ごとに統括する課を配置します。

### 各「課」には「グループ制」を導入

簡素で効率的、機動的な組織とするため、本庁と同様に「グループ制」を導入します。

### 個々の支庁には地域の状況を踏まえた組織を設置

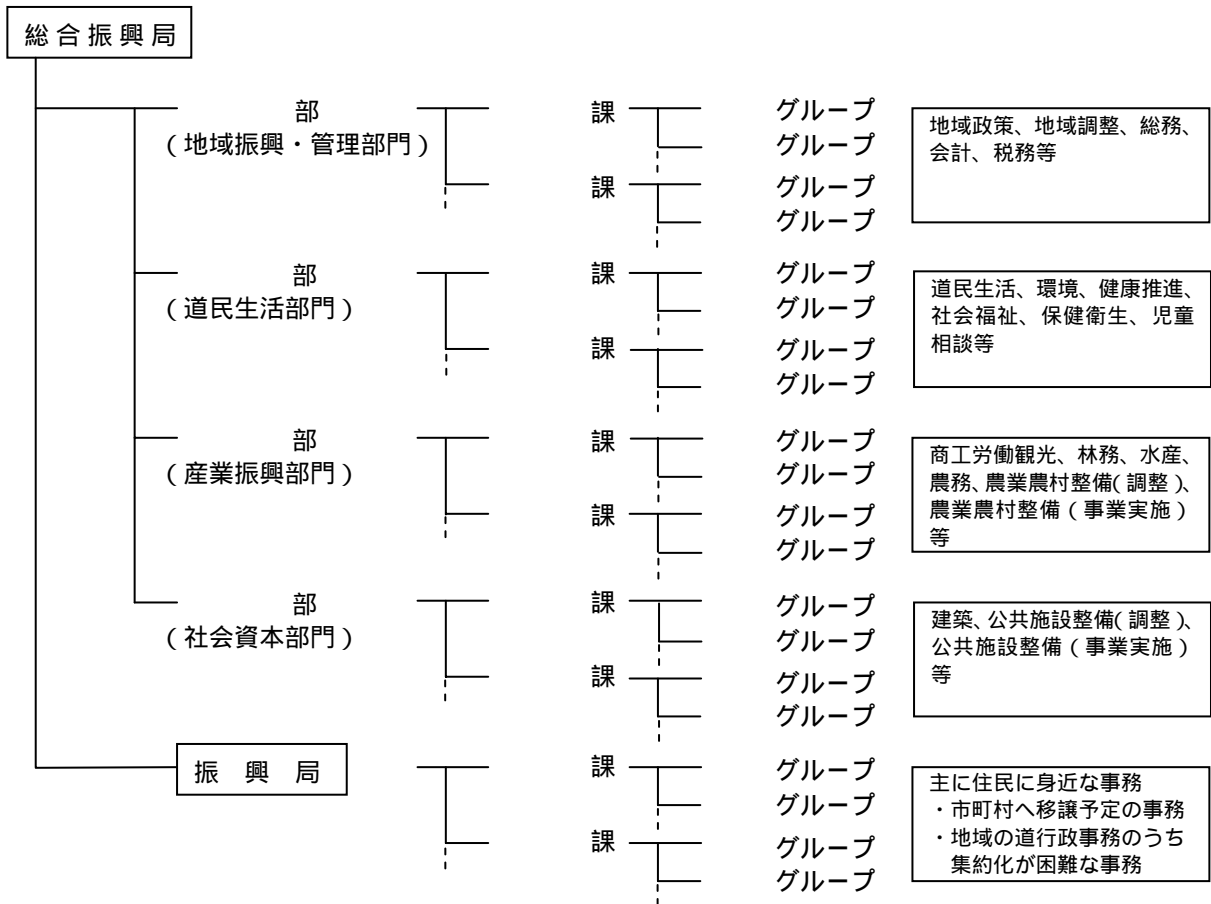
地域の特殊事情や安全の確保などを考慮した個別の組織の設置についても検討します。

### 出先機関の内部組織化

「支庁長の所管に属する出先機関」としている「保健福祉事務所」、「土木現業所」等については、支庁の内部組織とします。

### 新しい組織のイメージ

標準の組織を上記の考え方にに基づきイメージしたものであり、課・グループの構成は、総合振興局及び振興局の規模等を考慮し、別途検討します。各部等の名称は、別途検討します。



## 5 新しい支庁と道民・市町村などとの関係

新しい支庁における地域住民・市町村等との関係については、重複しないよう、適切な機能分担に配慮するとともに、本庁から支庁への権限委譲などにより、業務の専門性を高め、これまで以上に地域課題に柔軟かつ機動的に対応できるようにします。

### 地域住民との関係

振興局は、地域住民から直接、申請等の手続きや相談などを受ける業務が中心となります。

このため、これまで支庁において行っていた、住民の皆様が直接出向く必要がある行政サービスは、基本的に振興局で対応することとなります。

なお、振興局が所管する事務については、振興局で事務処理が完結できるよう、事務決裁の規程を整備します。

### 市町村等との関係

市町村や各種団体等との関係は、基本的に総合振興局において対応することになります。

なお、地域課題への対応に当たっては、振興局ごとに地域づくりを検討する場を設けるとともに、日常的な相談に対応するなど、市町村等との連携・協働に努めます。

### 本庁から支庁への権限委譲

道州制特区、市町村合併、市町村への事務・権限の移譲など、地方分権改革の進展を踏まえ、住民に身近な行政はできる限り住民に近いところで処理することが望ましいという考え方のもと、今後、さらに本庁からの権限の委譲を進めます。

現在、道が所管する約4,000条項の権限のうち、支庁は約1,900条項を所管していますが、市町村との役割分担などを踏まえ、さらに約400条項を支庁に委譲することを検討することとしており、事務の集約化により業務の専門性を高めることなどと併せ、支庁がこれまで以上に地域ニーズに柔軟かつ機動的に対応できるように努めます。

#### 【支庁への権限委譲の視点】

##### 住民に身近なところへの移譲の視点

住民に身近な行政を住民により近いところに移すことにより、住民の利便性の向上を図るとともに、より地域の実情に即した政策を地域主体でつくる。

##### 支庁における事務の完結性の視点

支庁における事務の完結を図ることより、本庁・支庁の二層構造に伴う事務の非効率性の改善を図るとともに、地域のニーズに柔軟かつ機動的に対応する。

##### 市町村行政の補完の視点

道と市町村の役割分担をもとに、住民に身近な事務を中心に、道から市町村へ事務・権限の移譲を行うとともに、市町村の体制の事情などから、市町村がすぐに担えないものを過渡的に支庁が担う。



### <本庁から支庁へ権限委譲を検討する主な事務>

#### 道民生活分野

- ・環境 特定希少野生動植物の保護に関する権限など
- ・道民生活 NPO法人の設立認証等に関する権限など
- ・保健福祉 未熟児養育医療の給付に関する権限、栄養士免許に関する権限など

#### 産業振興分野

- ・商工・労働 介護労働者の労働環境の改善計画の認定に関する権限など
- ・水産・林務 漁業協同組合の合併及び事業経営計画の認定に関する権限など

#### 社会資本分野

- ・まちづくり 屋外広告物に関する権限など
- ・土木 公有水面埋立に関する権限など

## 6 新しい支庁における事務の進め方

新しい支庁では、仕事の進め方に関し、これまでの手法にとらわれず、工夫・簡素化を図っていくとともに、地域の住民等に対するサービスの確保に努めます。

### 地域へ出向く行政の推進

地域課題の把握や地域政策の検討などに当たっては、総合振興局の職員が積極的に地域に出向き、住民、市町村等との連携を図ります。

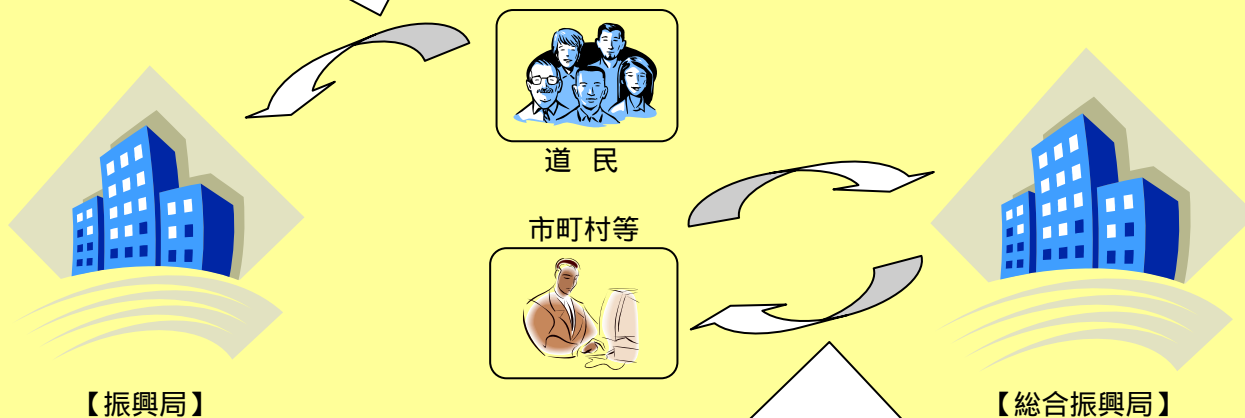
各種ヒアリング、検査、会議などは、総合振興局に参加者を集めるのではなく、できるだけ職員が地域（振興局）に出向き開催します。

### 業務の工夫・簡素化の推進

市町村などとの連携・調整に当たってはメール・FAX等を積極的に活用するほか、電子入札の導入など、業務の工夫・簡素化を行い、地域住民や市町村などに大きな負担をかけないような対応に努めます。

## 新しい支庁におけるサービス提供のイメージ

これまで支庁において行っていた住民が直接出向く必要がある行政サービスは、原則として振興局で対応します。

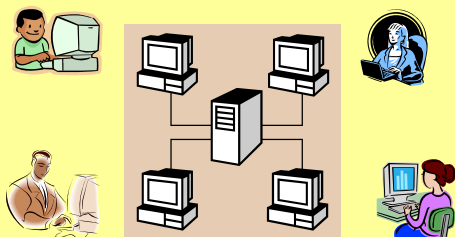


市町村や関係団体等との関係は、基本的に総合振興局において対応しますが、事務処理に当たっては、メールの活用や仕事の処理方法の改善などを行い、市町村などに大きな負担をかけないように努めます。

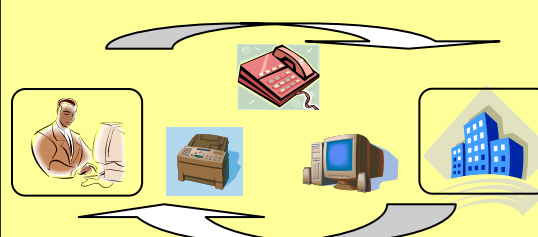
・各種ヒアリング・検査、会議などは、できるだけ総合振興局から地域に出向く



・電子入札システムを導入



・メール、FAXなどを積極的に活用



## 【 資 料 編 】

- ( 1 ) 支庁制度の沿革
- ( 2 ) 支庁制度改革の検討経緯
- ( 3 ) 支庁を取り巻く社会経済環境の変化
- ( 4 ) 道州制のイメージ
- ( 5 ) 新しい総合計画（案）におけるエリアの設定
- ( 6 ) 新しい総合計画（案）における地域づくりの基本方向
- ( 7 ) 新しい支庁の機能区分表
- ( 8 ) 道央地域の状況
- ( 9 ) 道北地域の状況
- ( 10 ) 支庁所管区域の状況

## (1) 支庁制度の沿革

北海道に「支庁」という名称の行政機関が設置されたのは、明治5年に明治政府によって置かれた「北海道開拓使」の出先機関として、5つの支庁が設けられたのが始まりです。

その後、明治30年、それまでの郡役所所在地をもとにした19支庁が設置され、さらに、明治43年、鉄道開通に伴い交通事情が改善されたことから、支庁の一部統合により14支庁とされ、この時に現在の14支庁体制がほぼ形づくられました。

戦後、地方自治法の施行により、支庁は都道府県条例に基づき任意に設置される総合出先機関と位置づけられ(同法第155条)、昭和23年、「北海道支庁設置条例」が制定されました。

この条例を制定する際、支庁の所管区域等の見直しを行うため、道議会議員や民間有識者からなる「北海道支庁所管区域調査委員会」が設置され、現地調査を行うなどして「9支庁案」の答申を知事に行いましたが、答申案どおりの実施には至らず、一部支庁の所管換えのみが行われました。

以来、これまでの間、支庁制度の見直しについての議論はされてきているものの、14支庁体制と所管区域の変更は行われていません。

開拓使時代	明治 2年 8月	蝦夷地を「北海道」と改称、「北海道開拓使」が設置された。
	明治 5年 9月	開拓使出張所(函館、根室)が廃止され、札幌本庁及び函館等に5支庁が設置された。
3県1局時代	明治15年 2月	開拓使が廃止され、函館、札幌、根室の3県が設置された。
	明治16年 1月	3県に分割されたことから、政府の直轄事業を一元管理する「北海道事業管理局」が農商務省に設置された(3県1局体制)。
北海道庁時代	明治19年 1月	「北海道庁官制」の公布により、3県及び管理局が廃止され、札幌に「北海道庁」、全道に区役所、郡役所が設置された。
	明治30年11月	勅令により、郡役所をもとに複数郡の行政区域を一つの単位とする「支庁制」が採用され、19支庁が設置された。
	明治43年 3月	鉄道の開通に伴い、一部の区域を統合して14支庁体制となった。
北海道時代	昭和22年 5月	地方自治法の施行により、地方公共団体「北海道」となった。
	昭和23年10月	「北海道支庁設置条例」の施行に併せて、一部の支庁所管区域の変更を行い、現行の支庁体制となった。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊富村(現豊富町)：留萌支庁 宗谷支庁</li> <li>・湊別村(現陸別町)、足寄村(現足寄町)：釧路支庁 十勝支庁</li> </ul>

## (2) 支庁制度改革の検討経緯

現在取り組んでいる支庁制度改革の検討は、民間有識者で構成する「道政改革民間フォーラム」(平成7年8月設置)による「道庁の組織機構のあり方に関する提言」(平成8年8月)において、支庁制度の見直しを提言されたことに端を発しています。

この提言を踏まえ、道が策定した「道政改革の実施方針」(平成8年9月)において、14支庁体制の見直しを道政改革の推進事項として掲げました。

その後、庁内における検討(支庁制度研究チーム)を経て、平成11年1月に学識経験者、企業経営者、市町村長など15名で構成する支庁制度検討委員会(委員長:神原勝北海道大学教授)を設置し、約2年間にわたる検討を行い、「支庁改革に関する試案」(平成13年3月)を取りまとめました。

この「試案」をもとに、さらに庁内において検討を進め、道として、「支庁制度改革に関する方針」(平成14年11月)、「支庁制度改革の実施計画」(平成15年2月)を策定し、具体的な改革に取り組んできました。

その後、道州制や市町村合併など地方分権改革の取組が進展したことから、「方針」を基本に、長期的な視点に立った改革の方向性や今後の進め方など、支庁制度改革の具体化を図っていくため、「方針」や「実施計画」に替わるものとして、「支庁制度改革プログラム」(平成17年3月)を策定しました。

このプログラムに基づき、新しい支庁の体制・機能に係る具体的な課題等を論点整理として取りまとめ、これをもとに市町村を対象とした意見交換会の開催や道民に対する意見募集を行うとともに、庁内検討などを行い、「新しい支庁の姿(骨格案)」(平成18年6月)を策定しました。

さらに、平成19年9月には、骨格案に対するご意見などを踏まえ、地域における機能の確保を中心とした「支庁制度改革の検討状況」を取りまとめました。

### < 主な経緯 >

平成 8年 8月	「道庁の組織機構のあり方に関する提言」(道政改革民間フォーラム)
9月	「道政改革の実施方針」策定
平成 9年 6月	「地方分権・行政改革の推進に関する提言書」(道議会地方分権・行政改革問題調査特別委員会)
平成10年 7月	「支庁制度研究報告書」(庁内研究チーム)
平成11年 1月	「支庁制度検討委員会」設置
平成13年 3月	「支庁改革に関する試案」(支庁制度検討委員会)
平成14年11月	「支庁制度改革に関する方針」策定
平成15年 2月	「支庁制度改革の実施計画」策定
平成16年 4月	支庁と保健所、児童相談所、土木現業所、森づくりセンターを統合
9月	「支庁制度改革の取組の具体化に関する論点整理」取りまとめ
平成17年 3月	「支庁制度改革プログラム」策定
11月	「新しい支庁の姿に関する論点整理」取りまとめ
平成18年 6月	「新しい支庁の姿(骨格案)」策定
平成19年 9月	「支庁制度改革の検討状況」取りまとめ

### (3) 支庁を取り巻く社会経済環境の変化

自動車交通需要の大幅な増加に対応するための道路整備が進められ、航空機や船舶の輸送人員なども増加するなど、住民の移動の利便性が格段に向上しているほか、携帯電話やインターネットなどの出現により、通信網も飛躍的に拡大しています。

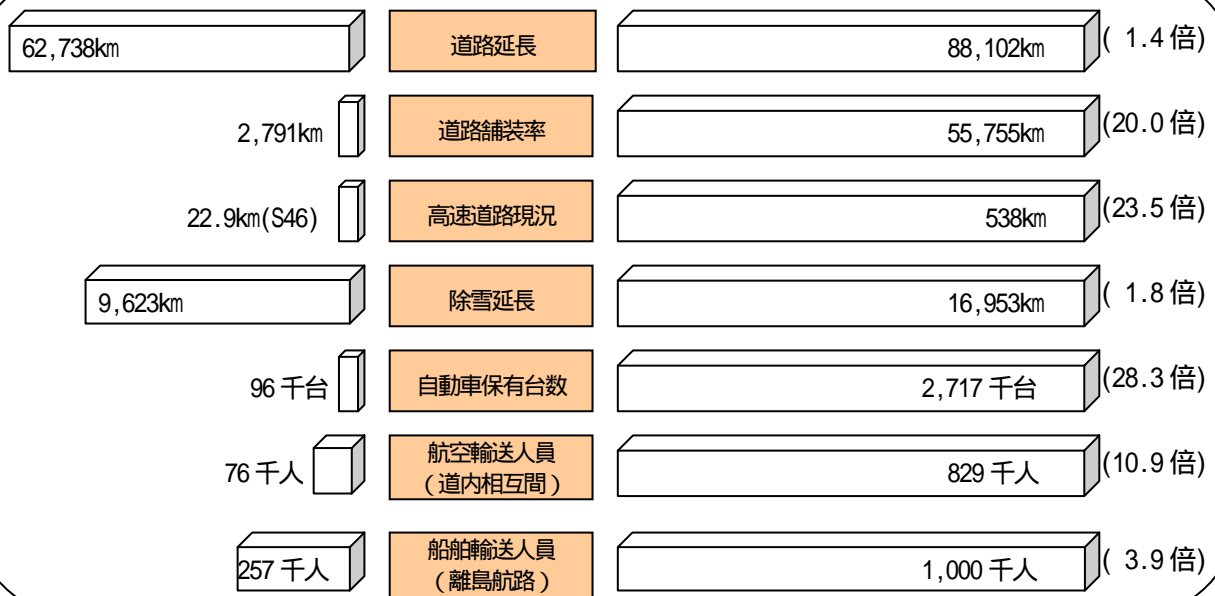
また、経済活動の広域化も進んでおり、道内の農林水産分野の産業団体は、社会情勢の変化に伴う経営環境の変化に対応して、自主的な合併を進めてきています。

#### 交通・通信網、産業団体の状況

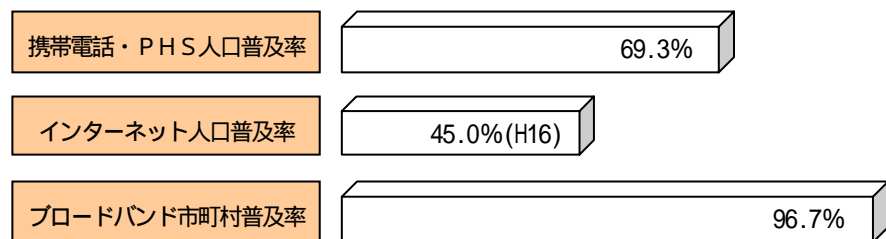
< 40年前の状況(昭和40年) >

< 現在(平成17年) >

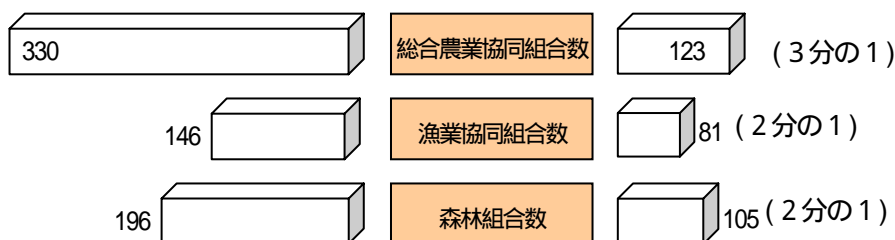
##### 交通網



##### 通信網



##### 産業関係団体数



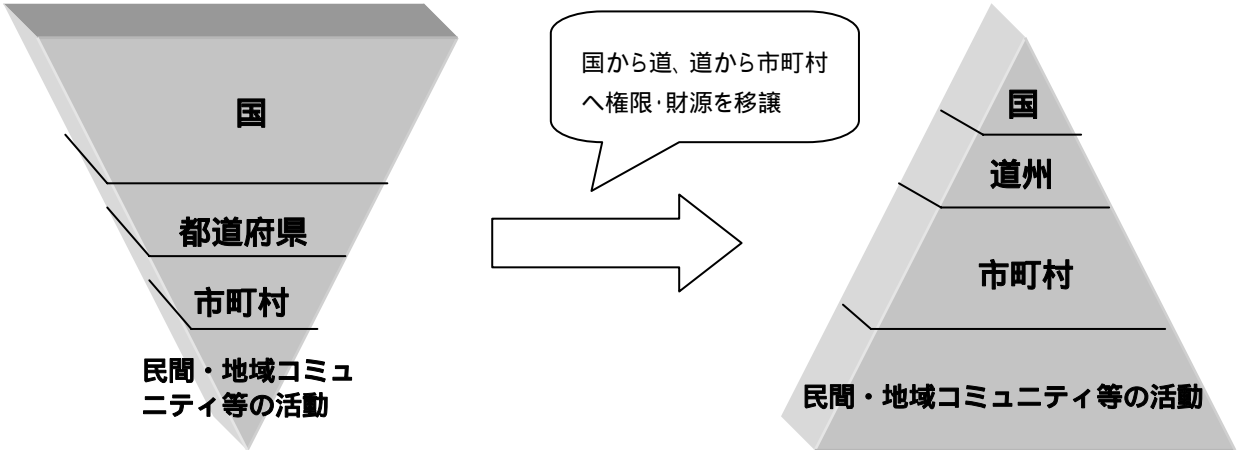
(4)道州制のイメージ

人口減少や少子高齢化の急速な進行、さらには国・地方を通じた財政危機といった厳しい社会経済状況の中、私たちは、住民と行政が一体となって、これらの課題を克服し、活力があり、安心・安全な暮らしができる地域社会をつくり上げていかなければなりません。

道としては、官依存、中央依存から抜け出し、地域の課題解決や活性化を図るためには、個々の住民が、さらには地方自治体が、自ら主体的に考え、決断し、行動する「地域主権型社会」の実現が必要と考えており、こうした社会にふさわしい自治の仕組みとしての道州制の推進に取り組んでいます。

**<現在の姿>**  
 権限・財源の国への集中により地域社会の活力が失われ、コミュニティが衰退  
 ・全国画一的な規制と関与  
 ・住民サービスの行政による独占

**<目指すべき将来の姿>**  
 十分な権限・財源を備え、住民に身近な基礎自治体が住民と協働して地域の実情にあった行政サービスを提供できるよう、  
 ・自己決定、自己責任の原則  
 ・官から民へ、規制緩和  
 により一人一人が生き生きと活動できる地域社会を構築



	基本的な役割	機能の例示
市町村	住民生活に密着した行政サービスを総合的に提供	保健、医療、福祉、教育・文化、環境保全、まちづくり、地域産業など
道	全道的に展開すべき広域事務、連絡調整事務、補完事務に限定( )	広域的な社会資本整備、広域的な産業政策、雇用政策、高度医療の確保など
国	国として本来果たすべき機能に限定	外交、防衛、司法制度、公的年金、電波、通信など

広域事務：市町村の区域を越えた対応が必要な事務  
 連絡調整事務：市町村を包括する団体として行うべき事務  
 補完事務：高度な技術・能力を要し、負担の大きな事務

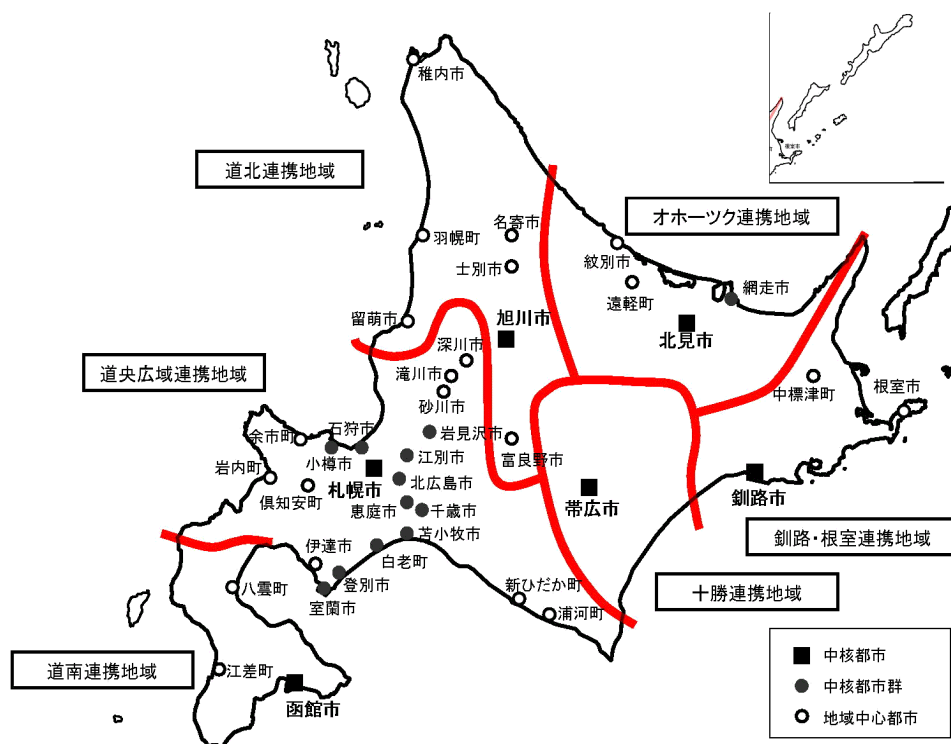
道州制のもとで強化された市町村を前提としており、補完事務等の範囲も限定的になるものと考えられます。

## (5)新しい総合計画(案)におけるエリアの設定

### 計画推進上のエリア設定

- 持続可能で活力ある地域づくりを進めていくためには、
  - ・都市と農山漁村の連携・相互補完の強化
  - ・地域の多様な主体の連携・協働
 などが必要  
 ➡ 拠点性の高い中核都市を核とした6つの「連携地域」を設定

#### 【6つの連携地域】



- 中核都市** 人口規模が一定以上で、行政をはじめ経済、医療、教育、文化などの面で高度な都市機能をもつ都市
- 中核都市群** 中核都市と相互に結びつきが強く、一体的に都市機能を発揮する都市
- 地域中心都市** エリア全体にわたって都市サービスや日常生活ニーズなどが満たされるよう、中核都市の機能を補完する市や町

- 「道央広域連携地域」
  - ・本道を代表する工業集積地帯
  - ・国内外に知名度の高い観光地
  - ・軽種馬産地
  - ・産炭地域を抱え稲作を主体とする地域
 などが、道央中核都市群を中心に複合的につながっており、本道が一丸となって取り組む地域間競争や国際競争をリードするなど、北海道全体をけん引する地域としての役割を担っていくことが必要
- 「道北連携地域」
  - 南北に長く、他の連携地域に比べ中核都市との距離が大きいことから、周辺の農山漁村等への都市サービスの水準の確保などについて配慮することが必要



## (6) 新しい総合計画(案)における地域づくりの基本方向

### < 地域の現状と課題 >

本道は、全国に先行して人口減少や高齢化が進行  
 地域の中心的な都市における活力の低下、農山漁村における地域産業の低迷や集落の衰退などの懸念  
 地域の活力を高め、人々が誇りと愛着をもって住み続けることができるように地域づくりを進め、住民の生活の満足度や定住意識を高めていくことが課題

### < 地域をめざす姿 >

地域主権の取組が広がり、個性豊かで活力に満ちた地域に、誇りと愛着を持って住み続けられる北海道  
 多様なネットワークに支えられ持続可能で活力ある地域  
 個性豊かで国内外を魅了する地域  
 地域主権型社会にふさわしい主体性・自立性に基づく地域

### 地域づくりの方向

#### < 道北連携地域 >

安全・安心な食を育む農林水産業の展開と地域ブランドづくり  
 豊富な農林水産資源などを生かした産業の集積の促進  
 木材関連産業の振興、林業の再生など資源循環型産業の振興  
 風力、木質バイオマス、バイオエタノールなど新エネルギー導入の促進  
 山岳や湿原など自然環境の保全・活用と魅力ある観光地づくり  
 安全・安心で活力ある離島生活の確保  
 サハリン州との経済・文化交流の促進  
 安心して暮らせる地域医療の確保  
 暮らしや産業を支える交通・情報ネットワークの形成

#### < オホーツク連携地域 >

オホーツクの統一イメージの形成・発信による地域ブランドの確立  
 豊富な農林水産資源を生かした地域産業の展開や産業の集積の促進  
 知床など特色ある自然を生かした環境と調和する観光の展開  
 景観、気候といった特性を生かしたオホーツクらしい文化・スポーツの創造  
 安心して暮らせる地域医療の確保  
 暮らしや産業を支える交通・情報ネットワークの形成

#### < 道央広域連携地域 >

本道経済をリードするものづくり産業や先端技術産業、環境・リサイクル産業の展開  
 大消費地札幌に近接する立地条件や気候などを生かした多様な農林水産業の展開  
 雪氷、バイオマスなどを活用した新エネルギーの導入  
 湖や温泉など多様な資源を生かした国際観光や体験・滞在型観光の振興  
 アイス文化の保存・伝承や炭鉱遺産の活用などによる地域づくりの推進  
 安心して暮らせる地域医療の確保  
 高速交通ネットワークや港湾の整備などによる国内外との交流や物流の拠点づくり

#### < 釧路・根室連携地域 >

安全・安心で良質な農水産物の供給と地域ブランドづくり  
 豊かな水産資源などを生かした産業集積の促進  
 豊かな自然環境の保全とその利活用の推進  
 知床や湿原など豊かな自然資源と地域の食材を生かした観光地づくり  
 北方領土の早期返還に向けた情報発信・交流の推進  
 安心して暮らせる地域医療の確保  
 暮らしや産業を支える交通・情報ネットワークの形成

#### < 道南連携地域 >

北海道新幹線の開業を生かした地域づくり  
 豊富な水産資源などを生かした産業の集積の促進や新技術開発、新産業の創出  
 個性豊かな地場農林水産物のブランド力の強化  
 「食」や歴史的遺産・伝統文化などを活用した観光の振興  
 安全・安心で活力ある離島生活の確保  
 安心して暮らせる地域医療の確保  
 国内外との交流拡大と交通・情報ネットワークの形成

#### < 十勝連携地域 >

食品産業や外食産業との連携などによる農水産物の付加価値向上  
 十勝ブランドの形成による農林水産業の競争力強化  
 豊富な農林水産資源などを生かした産業の集積の促進  
 バイオエタノールの製造や木質資源の利活用などバイオマス関連の新産業創出  
 グリーンツーリズムなど地域の産業と連携した体験・滞在型観光の展開  
 安心して暮らせる地域医療の確保  
 暮らしや産業を支える交通・情報ネットワークの形成

(7) 新しい支庁の機能区分表

部門	分野	業務	広域行政機能	住民に身近な行政機能等	
			事務の内容	事務の内容	(具体例)
地域振興・管理	地域政策	地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>道行政の重要施策の企画及び総合調整（総合振興局レベル）の事務</li> <li>地域の重要施策の立案・推進等に係る事務（政策展開方針の推進等）</li> <li>国際交流、地域の国際化等に関する事務</li> <li>地域における政策の立案等に係る調整に関する事務（地域づくりの推進等）</li> <li>地域振興に係る計画及び事業の推進に関する事務（計画策定等に係る調整等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の重要施策の立案・推進等に係る事務</li> <li>地域における政策の立案等に係る調整に関する事務</li> <li>地域振興に係る計画及び事業の推進に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村等との連携・協働による地域づくり等</li> <li>地域づくりに係る総合的なワンストップサービス等</li> <li>地域振興に係る計画・事業の相談、調整等</li> </ul>
		各部門の総合調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部門（道民生活、産業振興、社会資本）の企画事務の総合調整に関する事務</li> </ul>		
	企画調整	部門の企画調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域振興・管理部門の企画調整に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域振興・管理部門に係る相談窓口の案内、手続等の案内に関する事務</li> <li>特定の地域課題等に関する事務</li> </ul>	
		防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災・消防等に関する事務</li> <li>国民保護に関する事務（企画調整）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災等に関する事務</li> <li>国民保護に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡調整、プレジャーボートに関する違反行為の是正措置等</li> <li>市町村との連絡調整等</li> </ul>
	地域調整	広報広聴	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報広聴に関する事務</li> </ul>		
		土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地対策の調整及び土地取引の規制に関する事務</li> <li>租税特別措置法の施行に関する事務</li> </ul>		
		統計	<ul style="list-style-type: none"> <li>統計調査の実施に関する事務</li> <li>統計資料の収集・整理及び保存に関する事務</li> <li>統計の普及及び啓発に関する事務</li> </ul>		
		市町村行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村等の行政及び財政に関する事務</li> <li>市町村の名称及び行政区域に関する事務</li> <li>市町村の公営企業に関する事務</li> <li>市町村税、地方交付税及び地方債に関する事務</li> <li>行政書士に関する事務</li> <li>自衛官の募集に関する事務</li> <li>選挙管理委員会の事務（選挙に関すること）</li> <li>広域行政に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙管理委員会の事務</li> <li>市町村合併に関する事務</li> <li>市町村への事務・権限移譲に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政治団体の設立届等の受理、資金管理団体の指定届等の受理、政治団体の収支報告書の受理等</li> <li>市町村との連絡調整等</li> <li>市町村との連絡調整等</li> </ul>
		総務	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の身分、進退、服務及び賞罰に関する事務</li> <li>公印の管守・文書管理に関する事務</li> <li>庁中の取締等に関する事務</li> <li>私学、宗教法人に関する事務</li> <li>職員の研修に関する事務</li> <li>公有財産の取得、管理及び処分に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道政に係る総合案内に関する事務</li> <li>公印の管守・文書管理に関する事務</li> <li>庁中の取締等に関する事務</li> <li>旅券に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道政に対する相談、苦情、要望等の受付</li> <li>振興局長印等の管理、文書の收受、発送等</li> <li>庁舎管理等</li> <li>パスポートの申請受理・交付等</li> </ul>
	会計	職員厚生	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の給与及び福利厚生に関する事務</li> <li>職員の健康管理に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福利厚生に関する事務の一部（* [注1]）</li> </ul>	
経理審査		<ul style="list-style-type: none"> <li>支庁の予算経理に関する事務</li> <li>支出負担行為及び支出命令に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務会計に関する事務の一部（* [注1]）</li> </ul>		
出納需品		<ul style="list-style-type: none"> <li>道費歳入金及び道費歳出金の記録・管理に関する事務</li> <li>物品の取得、管理及び処分に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税外収入金の徴収など財務会計に関する事務の一部（* [注1]）</li> </ul>		
事業管理		<ul style="list-style-type: none"> <li>公共工事に係る入札の実施等に関する事務</li> </ul>			

部門	分野	業務	広域行政機能	住民に身近な行政機能等	
			事務の内容	事務の内容	(具体例)
税務	税務	<ul style="list-style-type: none"> <li>道税事務の企画及び調整に関する事務</li> <li>税務総括に関する事務</li> </ul>			
	課税・納税	<ul style="list-style-type: none"> <li>道税の賦課に関する事務</li> <li>道税の徴収に関する事務</li> <li>犯則取締、不服申立て等に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申告書、申請書、届出書に関する事務</li> <li>自動車税等の課税免除に関する事務</li> <li>道税の納税相談に関する事務</li> <li>道税の徴収猶予に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申告書等の配付・受付、減額及び減免等の申請受付等</li> <li>課税免除申請の受付等</li> <li>納税相談</li> <li>徴収猶予の申請受付等</li> </ul>	
	収納管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>道税の決算に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道税の収納に関する事務</li> <li>道税に係る諸証明に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収納</li> <li>自動車税納税証明書等の請求受付・交付等</li> </ul>	
道民生活	企画調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>道民生活部門の企画調整に関する事務</li> <li>保健・医療・福祉に関する調整事務（保健・医療・福祉に関する各種計画の総合管理等）</li> <li>災害援助に関する事務</li> <li>各種統計に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道民生活部門に関する相談窓口の案内・手続等の案内に関する事務</li> <li>保健・医療・福祉に関する調整事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時等における市町村、関係機関等との調整等</li> </ul>	
	道民生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>道民生活の向上に関する事務</li> <li>消費者行政に関する事務</li> <li>地域活動等の推進に関する事務（道民運動の推進等）</li> <li>青少年問題に関する事務</li> <li>男女平等参画推進に関する事務（普及啓発等）</li> <li>交通安全対策の推進に関する事務</li> <li>アイヌ生活向上推進方策に関する事務（アイヌ施策等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動等の推進に関する事務</li> <li>男女平等参画推進に関する事務</li> <li>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する事務</li> <li>アイヌ生活向上推進方策に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定非営利活動法人の設立認証等</li> <li>条例に基づく苦情の申出の受付等</li> <li>配偶者暴力被害者からの相談の受付等</li> <li>アイヌ子弟高校・大学等就学者及び生活館の整備・運営に対する補助金の申請受付等</li> </ul>	
	環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全活動の促進に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定開発行為の規制に関する事務</li> <li>公害に関する規制等に関する事務</li> <li>特定工場に係る公害防止組織の整備に関する事務</li> <li>浄化槽に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定開発行為の許可等</li> <li>大気環境の監視、発生源の監視・指導等</li> <li>公害防止統括者等の選任指導等</li> <li>保守点検業の登録及び監視・指導等</li> </ul>	
健康推進	廃棄物対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物対策の調整に関する事務（普及啓発等）</li> <li>一般廃棄物の処理等に関する事務</li> <li>産業廃棄物の処理施設に関する事務</li> <li>資源リサイクルに関する事務（リサイクルの推進の調整等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物対策の調整に関する事務</li> <li>産業廃棄物の処理に関する事務</li> <li>資源リサイクルに関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境衛生指導員の指名</li> <li>産業廃棄物非出処理業の許可</li> <li>自動車リサイクル法に関する登録引き取り業者等に対する指導、助言等</li> </ul>	
	自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境の保全に関する事務</li> <li>自然公園に関する事務</li> <li>野生動物の保護及び狩猟に関する事務（総合調整、鳥獣保護事業計画等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>野生動物の保護及び狩猟に関する事務</li> <li>飼養動物の愛護及び管理に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>狩猟者登録</li> <li>動物取扱業の登録及び監視・指導等</li> </ul>	
	保健推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健推進に関する事務（市町村保健活動の調整等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健推進に関する事務</li> <li>保健・医療・福祉の総合相談に関する事務</li> <li>医療社会事業に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時等における避難住民への保健指導等</li> <li>保健・医療・福祉の総合相談</li> <li>医療ソーシャルワーカーに係る研修等</li> </ul>	
健康増進	保健予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する事務（医療機関指定、発生状況把握等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症の予防及び医療に関する事務</li> <li>特定疾患に関する事務</li> <li>エックス線の撮影等に関する事務</li> <li>原爆被爆者の医療等に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>HIV検査、肝炎ウイルス検査等</li> <li>特定疾患患者に対する受給者証の交付等</li> <li>エックス線の撮影等</li> <li>被爆者に対する健康診断の実施等</li> </ul>	
	健康増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康の増進に関する事務（市町村との調整等）</li> <li>歯科保健に関する事務（歯科保健センター等）</li> <li>重度心身障害者等の医療給付に関する事務</li> <li>地域リハビリテーションに関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病の予防に関する事務</li> <li>歯科保健に関する事務</li> <li>栄養士及び歯師に関する事務</li> <li>栄養指導・健康・栄養調査等に関する事務</li> <li>健康の増進に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食生活、運動等の生活習慣病予防に関する相談</li> <li>障害者（児）の歯科疾患相談等</li> <li>栄養士免許の申請受理及び歯師免許の申請受理・交付等</li> <li>給食施設指導等</li> <li>特定給食施設の開始届、休止届、廃止届の受理等</li> </ul>	

部門	分野	業務	広域行政機能	住民に身近な行政機能等	
			事務の内容	事務の内容	(具体例)
社会福祉	子ども未来・子育て支援相談	・母子保健及び母体保護に関する事務（母子医療施設関連事務等）	・児童福祉法及び母子及び寡婦福祉法に基づく保護・育成に関する事務	・助産の実施及び母子生活支援施設における保護、家庭児童相談、母子家庭等に関する相談等	・母子保健の総合相談、保健指導等
		・子育て支援に関する事務（少子化対策等）	・母子保健及び母体保護に関する事務	・児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉資金の貸付、育成医療の給付、保育所認可等	
	精神保健福祉	・精神保健及び精神障害者福祉に関する事務（地域の精神保健対策の調整等）	・精神保健及び精神障害者福祉に関する事務	精神障害者の保健指導等	
	地域福祉	・地域福祉の推進に関する事務（地域福祉計画・障害者計画等）	・地域福祉の推進に関する事務	社会福祉施設の整備（設置認可）等	生活保護者の医療費審査等
		・障害者自立支援法に関する事務	・生活保護の企画等に関する事務	・戦没者の遺族等の恩給等に関する事務	・戦傷病者手帳交付事務等
		・民生委員に関する事務			
	生活保護	・生活保護法に関する事務	・生活保護法に基づく援助に関する事務	生活困窮者に対する生活保護の実施等	
	保険運営	・国民健康保険に関する事務			
	運営指導	・介護保険に関する事務			
保健衛生	医務薬務	・医療安全支援センターの運営に関する事務	・社会福祉法人・事業所に関する事務	社会福祉法人の設立認可等及び立入検査	
		・医療施設及び医療法人に関する事務	・障害者自立支援法に関する事務	指定障害福祉サービス事業者の指定等	
	・医薬分業及び薬事保健の推進に関する事務	・医師・歯科医師等に関する事務	病院等の開設許可等	医師等医療従事者の免許等	医療施設等における死体解剖及び保存の許認可等
		・死体解剖及び保存に関する事務	・医療相談に関する事務	医療相談	
		・医薬品、医薬部外品等に関する事務	・医薬品、医薬部外品等に関する事務	医薬品等に関する啓発及び情報提供	
	食品保健	・食品衛生に関する事務（健康被害発生状況把握・動向把握等）	・食品衛生に関する事務	食品関係営業施設の許認可及び監視指導等	食鳥処理事業の許可等
	食肉検査	・と畜場に関する事務（統計・広域調整等）	・と畜場に関する事務	と畜検査の実施、と畜場の監視指導等	
		・食鳥検査等に関する事務（統計・広域調整等）	・食鳥検査等に関する事務	食鳥検査の実施、大規模食鳥処理場の監視指導等	
	環境衛生	・狂犬病の予防に関する事務（狂犬病発生時における広報・広域調整等）	・化製場等に関する事務	化製場又は死亡獣畜取扱場の設置許可等	
		・水道その他の飲料水供給施設に関する事務	・狂犬病の予防に関する事務	狂犬病予防員の任命等	
			・理容師、美容師、クリーニング師に関する事務	理容所、美容所及びクリーニング所の届出受理、理容師、美容師及びクリーニング業務従事者への業務停止等	
			・興行場、旅館、公衆浴場等に関する事務	興行場、公衆浴場の設置許可、旅館業の営業許可等	
			・生活衛生関係営業の運営適正化等に関する事務	生活衛生同業組合に対する指導・監督等	
			・温泉に関する事務	温泉を公共の浴用に提供する者に対する利用許可等	
			・飲料水の衛生に関する事務	水質検査の実施等	
			・墓地、火葬場等に関する事務	火葬場への立入検査の実施等	
			・犬猫引き取りに関する事務	野犬・野良猫の引き取り	
			・建築物の環境衛生に関する事務	特定建築物の届出受理等	

部門	分野	業務	広域行政機能	住民に身近な行政機能等	
			事務の内容	事務の内容	(具体例)
		試験検査	・衛生上の試験及び検査に関する事務		
		相談支援・指導	・児童についての相談及び指導に関する事務 ・児童の家庭その他環境の調査に関する事務 ・里親に関する事務 ・福祉事務所等との連絡等に関する事務		
		判定援助	・児童の心身及び環境の診断並びに判定に関する事務 ・児童及び保護者の心理治療等に関する事務		
		一時保護	・児童の一時保護に関する事務		
産業振興	企画調整	部門の企画調整	・産業振興部門の企画調整に関する事務	・産業振興部門に関する相談窓口の案内・手続等の案内に関する事務	
		労働	・労働行政の調整に関する事務 ・雇用対策に関する事務（新一村一雇用おこし等） ・労働争議の予防及び調整に関する事務 ・労働関係の諸調査等に関する事務 ・労働教育に関する事務 ・労働者の福祉等に関する事務（パートタイム労働者福祉等） ・認定職業訓練に関する事務 ・技能検定に関する事務 ・勤労青少年及び女性労働者の福祉に関する事務 ・労働安全衛生に関する事務 ・仕事と家庭の両立に関する事務	・雇用対策に関する事務 ・中小企業労働相談に関する事務 ・労働者の福祉等に関する事務	労働力確保法に関する受付、季節労働者相談等 中小企業労働相談 勤労者福祉資金の融資等の相談
		商工振興	・中小企業支援に関する事務 ・商業の振興に関する事務（大規模小売店舗の新設の審査等） ・物産振興に関する事務 ・中小企業等協同組合に関する事務 ・中小企業金融及び経営支援に関する事務（中小企業経営革新支援等） ・産業立地に関する事務（企業誘致等） ・産業支援に関する事務 ・貸金業の規制に関する事務	・商業の振興に関する事務 ・商工業に係る物資の流通対策に関する事務 ・商工団体の育成に関する事務 ・中小企業金融及び経営支援に関する事務 ・産業立地に関する事務	大規模小売店舗の新設の届出受付等 地方卸売市場への立入検査の実施等 特定商工業者の負担金関係の許可等 中小企業の金融相談、経営相談等 特定工場の新設等の届出の審査等
		指導保安	・火薬類及び高圧ガスの取締に関する事務（保安行政の調整等） ・電気工事業の業務の適正化に関する事務（免状交付等） ・砂利採石に関する事務（砂利採取業登録等） ・砂利等資源対策に係る調整に関する事務	・火薬類及び高圧ガスの取締に関する事務 ・電気工事業の業務の適正化に関する事務 ・砂利採石に関する事務	火薬類及び武器製造等の各種許可、高圧ガス及び液化石油ガスに係る各種認可及び保安確保の指導取締等 電気工事業の登録の審査及び立入検査等 砂利・採石の採取計画の認可等及び現地指導、立入検査等
		観光	・観光振興及びイベントの推進に関する事務		

部門	分野	業務	広域行政機能		住民に身近な行政機能等		
			事務の内容		事務の内容	(具体例)	
	林務	林務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林務行政の調整に関する事務</li> <li>・森林組合等に関する事務</li> <li>・林業労働者の雇用改善等に関する事務</li> <li>・林野火災警防に関する事務</li> <li>・流域管理システムに関する事務</li> <li>・みどりの雇用創出に関する事務</li> <li>・森林整備地域活動支援に関する事務</li> </ul>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">           森林、林業及び緑化に係る各種事業、工事関連の事務 [注2]         </div>		
		造林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造林に関する事務</li> <li>・間伐に関する事務</li> <li>・林業用種苗に関する事務</li> <li>・林業機械に関する事務</li> <li>・森林保護に関する事務</li> <li>・森林保険に関する事務</li> <li>・森林計画に関する事務</li> <li>・林地の利用調整に関する事務</li> <li>・北の里山づくりに関する事務</li> </ul>				
		林産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林産業の振興に関する事務</li> <li>・林産物の需給及び流通に関する事務</li> <li>・木育に関する事務</li> <li>・林業金融に関する事務</li> <li>・林業・木材産業構造改革の推進、指導に関する事務</li> <li>・特用林産物に関する事務</li> </ul>				
		治山	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共治山事業に関する事務</li> <li>・地すべり防止事業に関する事務</li> <li>・災害復旧等事業に関する事務</li> <li>・小規模治山事業に関する事務</li> <li>・治山施設等の管理に関する事務</li> </ul>				
		林道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林道に関する事務</li> <li>・林道施設災害に関する事務</li> </ul>				
		森林保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安林の指定及び解除並びに管理に関する事務</li> <li>・林地の開発行為等に関する事務</li> <li>・森林パトロール事業に関する事務</li> </ul>				
		みどり対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みどりの環境づくりに関する事務</li> <li>・緑化の推進に関する事務</li> <li>・森林利用に関する事務</li> </ul>				
		森林の利活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の総合利用の推進に関する事務</li> <li>・道民の森の管理・運営に関する事務</li> </ul>				
		森林に関する普及指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林及び林業に関する技術・知識の普及指導に関する事務</li> <li>・一般民有林の施業の指導に関する事務</li> <li>・普及指導の対象者の組織化に関する事務</li> <li>・普及指導対象者の実態等の情報収集等</li> </ul>				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">           普及指導に係る事務 [注2]         </div>
		道有林野の管理・整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道有林野の管理に関する事務</li> <li>・道有林野事業の整備管理に関する事務</li> <li>・林野産物の売り払いに関する事務</li> <li>・林地利用調整、造林、材木育種、林道、治山に関する事務</li> </ul>				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">           道有林野の管理、整備に係る事務 [注2]         </div>

部門	分野	業務	広域行政機能	住民に身近な行政機能等	
			事務の内容	事務の内容	(具体例)
水産	漁政	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産行政の調整に関する事務</li> <li>水産業協同組合に関する事務（組合検査、経営指導、合併推進の事務を含む。）</li> <li>水産金融に関する事務</li> <li>漁業共済及び漁船保険に関する事務</li> <li>漁業災害に関する事務（水産被害、漁業災害）</li> <li>水産物の流通及び加工に関する事務</li> <li>漁業後継者の育成等に関する事務</li> <li>漁業経営の安定対策及び水産加工の振興に関する事務</li> <li>水産技術普及指導所に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁業災害に関する事務</li> </ul>	海難事故防止のための啓蒙普及活動等	
	水産に関する普及指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産技術の普及・指導に関する事務</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">普及指導に係る事務 [注2]</div>		
	水産振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸漁場の整備開発に関する事務</li> <li>水産業に関する環境保全に関する事務</li> <li>栽培漁業に関する事務</li> <li>沿岸漁業構造の改善に関する事務</li> </ul>			
	漁港漁村	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁港に関する事務（漁港整備等）</li> <li>海岸に関する事務（漁港海岸保全区域の指定等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁港に関する事務</li> <li>海岸に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁港施設の管理(施設の点検、維持補修工事等)</li> <li>漁港海岸施設の管理等</li> </ul>	
	漁業管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>遊漁船業の適正化に関する事務</li> <li>岩礁破碎等に関する事務</li> <li>外国漁船の寄港対策に関する事務</li> <li>プレジャーボートに関する事務</li> <li>サケマス増殖事業に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁業権に関する事務</li> <li>漁業の許可及び操業の調整に関する事務</li> <li>資源管理型漁業の推進等に関する事務</li> <li>漁船に関する事務</li> <li>小型漁船の総トン数に関する事務</li> <li>漁業の取締に関する事務</li> <li>内水面漁場管理に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁業権の調整</li> <li>指定漁業の許可等</li> <li>TAC（漁獲可能量）魚種の採捕数量の管理等</li> <li>漁船の建造等の許可等</li> <li>総トン数20トン未満漁船の測定、検認等</li> <li>指導・取締の実施等</li> <li>水産動植物の採捕許可等</li> </ul>	
農務	農政	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業行政の調整に関する事務</li> <li>農業協同組合その他農業団体に関する事務</li> </ul>			
	農業経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業金融に関する事務</li> <li>農業担い手の育成及び確保に関する事務</li> <li>農業災害補償に関する事務</li> <li>農業ビジネスに関する事務</li> </ul>			
	農村振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>農村振興及び農地行政の調整に関する事務</li> <li>農業振興地域整備制度に関する事務</li> <li>農地の利用関係の調整に関する事務</li> <li>国有農地等に関する事務</li> <li>地籍調査に関する事務</li> <li>中山間地域等の振興対策に関する事務</li> <li>交付金事業の実施に関する事務</li> <li>アイヌ農林漁業対策に関する事務</li> <li>農業者の就業改善に関する事務</li> <li>農業の環境保全対策の推進等に関する事務</li> <li>バイオマスの利活用等に関する事務</li> </ul>			

部門	分野	業務	広域行政機能	住民に身近な行政機能等	
			事務の内容	事務の内容	(具体例)
農業農村整備(調整)	生産振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農畜産物の生産振興等に関する事務(農作物の生産振興、畜産物の処理・流通・消費対策に関する事務等)</li> <li>・クリーン農業・有機農業に関する事務</li> <li>・植物防疫の推進、農薬の効率・安全利用の推進等に関する事務</li> <li>・肥料及び農業機械の効率・安全利用の推進等に関する事務</li> <li>・農業技術の普及・営農技術対策に関する事務</li> <li>・農業改良普及センターに関する事務</li> </ul>	・農畜産物の生産振興等に関する事務	家畜商免許の交付等	
	農業改良普及指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業経営及び農村生活の改善に関する技術・知識の普及指導等に関する事務</li> <li>・農業経営及び農村生活の改善に関する情報提供に関する事務</li> <li>・新規就農を促進するための情報提供・相談等に関する事務</li> </ul>	普及指導に係る事務 [注2]		
	家畜保健衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜衛生の思想の普及及び向上に関する事務</li> <li>・家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関する事務</li> <li>・家畜の伝染病の予防に関する事務</li> <li>・地方的特殊疾病の調査に関する事務</li> <li>・農林水産大臣の指定する疾病の予防のための家畜の診断に関する事務</li> <li>・家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関する事務</li> </ul>	家畜保健衛生に係る事務 [注2]		
	調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業農村整備事業(以下農業農村整備の分野において「事業」という)の予算の総括経理・決算に関する事務</li> <li>・道営事業の契約に関する事務</li> </ul>			
	指導企画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業制度に係る指導に関する事務</li> <li>・事業の認可等に関する事務</li> <li>・土地改良区に関する事務</li> <li>・団体営事業に係る事務・検査に関する事務</li> <li>・負担金及び分担金に関する事務</li> <li>・事業に係る融資に関する事務</li> <li>・農業水利に関する事務</li> </ul>			
	地域計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画の調整及び制度等の普及に関する事務</li> <li>・道営事業計画の策定に関する事務</li> <li>・団体営事業計画の審査・指導に関する事務</li> <li>・交付金事業制度の普及・計画策定指導・審査に関する事務</li> <li>・事業に係る事業管理に関する事務</li> <li>・事業に係る基本計画に関する事務</li> <li>・事業に係る農地の利用集積に関する事務</li> </ul>			
	事業用地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道営事業に係る用地測量、取得、登記に関する事務</li> <li>・開拓財産等に関する事務</li> <li>・道営事業に係る財産の管理及び処分に関する事務</li> <li>・道営事業に係る補償に関する事務</li> <li>・農用地の集団化に関する事務</li> </ul>			



部門	分野	業務	広域行政機能	住民に身近な行政機能等	
			事務の内容	事務の内容	(具体例)
	農畜農村整備(事業実施)	設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の設計及び積算に係る指導及び審査に関する事務</li> <li>・事業の単価及び歩掛に関する事務</li> <li>・事業等の工事仕様書及び施工管理に関する事務</li> <li>・事業の設計基準に関する事務</li> <li>・道営事業の全体実施設計に関する事務</li> <li>・農地及び農業用施設の災害復旧事業に関する事務</li> <li>・設計図書作成指導・審査に関する事務</li> </ul>	事業に係る工事関連の事務 [注2]	
		事業実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道営事業の実施に関する事務</li> <li>・団体営事業の事業指導に関する事務</li> <li>・農地に係る海岸保全区域並びに地すべり防止区域及び防災ダムの維持管理に関する事務</li> <li>・交付金事業等の実施指導に関する事務</li> </ul>		
社会資本	企画調整	部門の企画調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会資本部門の企画調整に関する事務</li> <li>・土木事業に係る施策の総合調整に関する事務</li> <li>・市町村の道路、都市計画、河川等に係る事業の技術指導等に関する事務</li> <li>・土木事業に係る審査・検査等に関する事務</li> <li>・土木事業に係る設計監理に関する事務</li> <li>・社会資本に係る調査・統計に関する事務</li> <li>・市町村道及び普通河川に関する事務(市町村道国庫補助事業及び準用河川国庫補助事業等)</li> <li>・建設業に関する事務(建設業者の監督等)</li> <li>・各種閲覧の対応に関する事務</li> <li>・公共土木施設の災害復旧に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会資本部門に関する相談窓口の案内・手続等の案内に関する事務</li> <li>・建設業に関する事務</li> </ul>	請負工事契約に係る相談
		建築・住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準に関する事務(特殊建築物等の建築確認等)</li> <li>・公営住宅等の整備指導に関する事務</li> <li>・地域住宅政策に関する事務</li> <li>・民間住宅に関する事務(民間住宅施策等)</li> <li>・建築住宅等に関する事務(省エネ法、バリアフリー法等)</li> <li>・市街地整備に関する事務</li> <li>・都市計画等に関する事務(宅地造成工事規制区域指定及び開発許可等)</li> <li>・道営住宅の入居及び退去に関する事務(建替事業等)</li> <li>・道営住宅の修繕に関する事務(修繕計画等)</li> <li>・道営住宅の整備に関する事務(事業計画等)</li> <li>・道営住宅等の環境整備及び維持管理に関する事務(財産の移動管理等)</li> <li>・公営住宅等の管理指導に関する事務</li> <li>・建築士に関する事務</li> <li>・宅地建物取引業に関する事務(宅地建物取引業者の登録・免許等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準に関する事務</li> <li>・民間住宅に関する事務</li> <li>・建築住宅等に関する事務</li> <li>・都市計画等に関する事務</li> <li>・道営住宅の入居及び退去に関する事務</li> <li>・道営住宅の修繕に関する事務</li> <li>・道営住宅の整備に関する事務</li> <li>・道営住宅等の環境整備及び維持管理に関する事務</li> <li>・宅地建物取引業に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅等の建築確認等</li> <li>住宅金融支援機構の融資住宅の審査</li> <li>建設リサイクル法に関する解体時の事前報告の受理等、住宅に関する各種相談・診断等</li> <li>造成宅地防災区域の指定及び勧告改善、優良宅地認定等</li> <li>入居者の募集、家賃徴収・減免等</li> <li>道営住宅の修繕の実施</li> <li>住民説明、移転計画等</li> <li>施設の維持・管理等</li> <li>宅地・建物の取引相談</li> </ul>
		まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり、景観及び屋外広告物に関する事務(まちづくりに関する企画調整、屋外広告物(広告車の許可等)、屋外広告業に関する事務及び景観に関する企画調整等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり、景観及び屋外広告物に関する事務</li> </ul>	まちづくり及び景観に関する相談、情報提供、及び屋外広告物の許可、監督等

部門	分野	業務	広域行政機能	住民に身近な行政機能等	
			事務の内容	事務の内容	(具体例)
	公共施設整備(調整)	事業管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事等の契約に関する事務</li> <li>・予算の経理に関する事務</li> <li>・工事管理事務に関する事務</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">           公共施設整備に係る工事関連の事務            公共施設等の管理に係る事務 [注2]         </div>	
		事業用地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共事業用地等の取得に関する事務</li> <li>・公共事業用地等の取得に伴う損失補償に関する事務</li> <li>・廃道敷地等の管理・処分に関する事務(第二種普通財産)</li> </ul>		
		公共施設等管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等の管理に関する事務</li> <li>・公有水面の埋め立ての免許に関する事務</li> <li>・廃道敷地等の管理・処分に関する事務(第二種普通財産以外)</li> <li>・空港、ダム等の管理に関する事務</li> </ul>		
	公共施設整備(事業実施)	道路建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の維持及び修繕に関する事務</li> <li>・道路に係る工事の計画・施行に関する事務</li> <li>・都市計画事業の計画・施行に関する事務</li> <li>・空港に係る工事の計画・施行に関する事務</li> </ul>		
		治水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川、海岸、漁港、砂防施設、地すべり防止施設等の維持及び修繕に関する事務</li> <li>・治水等に係る工事の施行に関する事務</li> </ul>		
		事業実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等の管理・維持等の実施に関する事務</li> <li>・公有水面の埋め立ての免許に関する事務</li> <li>・道路、都市計画等に係る工事の設計及び監督に関する事務</li> </ul>		

注1～(\*)は、振興局の規模等を踏まえ引き続き検討する事項である。

注2～  内に表示した事務は、工事や施設の管理、普及指導事務など、災害対応や、効果的・効率的な業務執行の観点から、必要に応じ広域行政機能の一部を地域に配置するものである。

- ・現在の土木現業所の機能については、基本的に当該地域における機能を維持する。
- ・部門ごとに、部門内の各分野等の企画機能を集約化するが、個々の事務レベルの企画事務まで集約化するものではない。

(8)道央地域の状況

1 面積、人口規模、市町村数

		市町村数	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	備 考
道 央	石狩支庁	7	429,152	2,419	札幌市分を除く
	後志支庁	20	250,066	4,306	
	空知支庁	24	363,642	5,791	幌加内町分を除く
	胆振支庁	11	426,639	3,698	
	日高支庁	7	81,407	4,812	
	道央計(A)	69	1,550,906	21,026	
(B)		17	380,344	9,396	*道央・道北以外の4地域平均
(A)/(B)倍率)		4.1	4.1	2.2	

2 住民の活動範囲(道央地域内の市町村の所在支庁以外の支庁(石狩支庁を除く)の都市への依存状況)

			依存市町村名			
			日高支庁		後志支庁	空知支庁
依存先	胆振支庁	通学圏	20%以上	日高町(旧門別町)	(苫小牧市)	
			5~10%	平取町		
		購買圏	20%以上	日高町、平取町	(苫小牧市)	
			5~10%	新冠町、様似町、 新ひだか町(旧静内町)		留寿都村 (伊達市) 夕張市 (苫小牧市)
		入院圏	20%以上	日高町(旧門別町)、 平取町、新冠町		
			10~20%	日高町(旧日高町)	(苫小牧市)	留寿都村 (伊達市)
	通院圏	20%以上	様似町、 新ひだか町(旧静内町)		黒松内町 (室蘭市)	
			日高町(旧門別町)、 平取町	(苫小牧市)		
		10~20%	日高町(旧日高町)、 新冠町		留寿都村 (伊達市)	
			5~10%	新ひだか町(旧静内町)		真狩村

地域生活経済圏形成状況調査報告書(平成18年3月)による

3 国等の行政機関の所管区域などの状況

		道央地域の 機関数	石狩 支庁	空知支庁	後志 支庁	胆振 支庁	日高 支庁
国	開発建設部(10)(石狩川開発建設部を除く)	3	A	A	B	C	C
	財務局(1財務局4財務事務所2出張所)	2	A	A	B	A	A
	運輸支局(7)(一般業務(特例海事業務を除く))	2	A	A (北空知を除く)	A	B	B
道	土木現業所(10)	3	A	A	B	C	C
	児童相談所(8)	3	A	B	A	C	C

一部事務組合	胆振東部日高西部衛生組合 平取町外2町衛生施設組合						
--------	------------------------------	--	--	--	--	--	--

(9)道北地域の状況

1 面積、人口規模、市町村数

		市町村数	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	備 考
道北	上川支庁	23	537,432	10,619	幌加内町分を含む
	留萌支庁	9	61,494	4,020	
	宗谷支庁	9	75,668	4,051	
	道北計(A)	41	674,594	18,690	
(B)		17	380,344	9,396	*道央・道北以外の4地域平均
(A)/(B)倍率)		2.4	1.7	2.0	

2 住民の活動範囲(道北地域内の市町村の所在支庁以外の支庁の都市への依存状況)

			依存市町村名			
			留萌支庁		宗谷支庁	
依存先	上川支庁	購買圏	20%以上			枝幸町(旧歌登町) (名寄市)
			10~20%	遠別町 (旭川市)		浜頓別町 (旭川市)
			5~10%	留萌市、苫前町 (旭川市)		中頓別町 (名寄市)
		入院圏	10~20%	増毛町、苫前町、羽幌町、初山別村、天塩町、幌延町 (旭川市)		猿払村、中頓別町、枝幸町 (旭川市)
			5~10%	留萌市、小平町、遠別町 (旭川市)		浜頓別町、枝幸町(旧枝幸町) (名寄市)
						稚内市、猿払村、豊富町、利尻町、豊富町 (旭川市) (名寄市)
	通院圏	10~20%			浜頓別町、枝幸町(旧歌登町) (旭川市)	
		5~10%	全市町村 (旭川市)		中頓別町、枝幸町 (名寄市)	
			幌延町 (名寄市)		猿払村、中頓別町、枝幸町(旧枝幸町) (旭川市)	
	宗谷支庁	購買圏	20%以上	幌延町 (稚内市)		
			10~20%	天塩町 (稚内市)		
		入院圏	20%以上	幌延町 (稚内市)		
10~20%			天塩町 (稚内市)			
通院圏		5~10%	遠別町 (稚内市)			
		10~20%	天塩町、幌延町 (稚内市)			
5~10%	遠別町 (稚内市)					

地域生活経済圏形成状況調査報告書(平成18年3月)による

3 国等の行政機関の所管区域などの状況

		道北地域の機関数	上川支庁	留萌支庁	宗谷支庁
国	開発建設部(10)(石狩川開発建設部を除く)	3	A	B	C
	財務局(1財務局4財務事務所2出張所)	1	A	A	A
	運輸支局(7)(一般業務(特例海事業務を除く))	1	A	A	A
道	土木現業所(10)	3	A	B	C
	児童相談所(8)	1	A	A	A (稚内分室を配置)

一部事務組合	西天北五町衛生施設組合			
	サロベツ清掃組合			

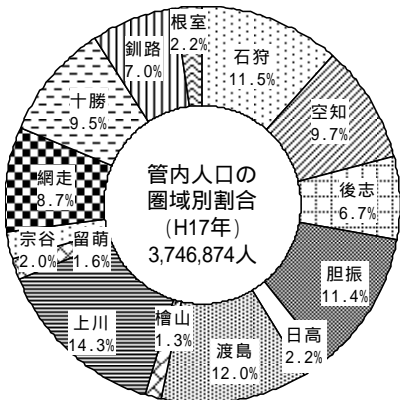
(10) 支庁所管区域の状況

現在の14支庁体制における所管区域内の人口、面積、市町村数については、一部小規模な支庁が見られる状況にありますが、新しい支庁所管区域に再編することにより、概ねバランスが取れた状況となります。

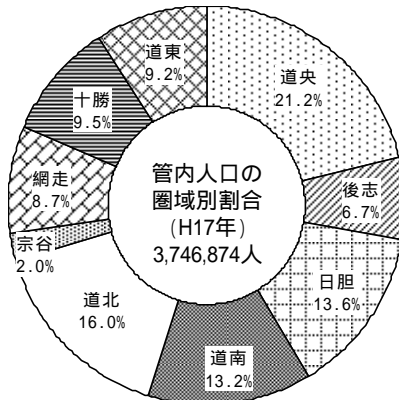
なお、札幌市については、人口が道内の3分の1を占めるなど大きな割合を占めるため、石狩支庁の数値から除いています。

人口、面積、市町村数の状況

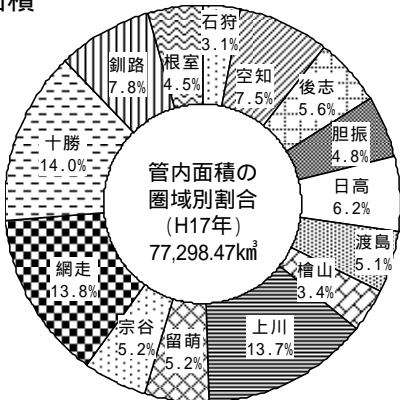
< 現行14支庁 >  
1 人口



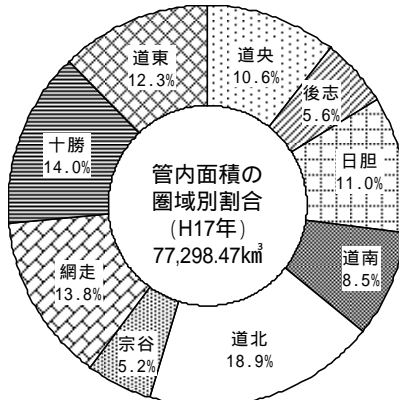
< 9支庁案 >



2 面積  
「平成17年国勢調査結果」による



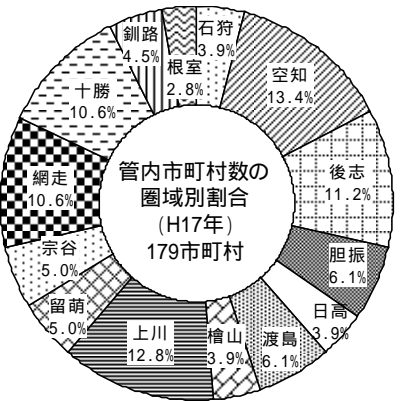
「平成17年国勢調査結果」による



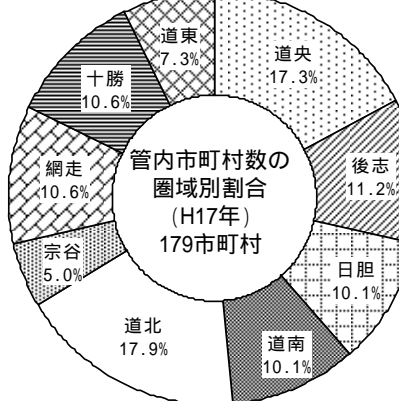
「平成17年全国都道府県市区町村別面積調」による

「平成17年全国都道府県市区町村別面積調」による

3 市町村数



北海道企画振興部調べ



北海道企画振興部調べ

【参考】 支庁制度改革後の地域の状況

総合 振興局名 (仮称)	現支庁名	管内人口		管内面積		市町村数	
		(人)	構成比	(km <sup>2</sup> )	構成比		構成比
道央	石狩 (札幌市除く)	429,152	11.5 %	2,418.74	3.1 %	7	3.9 %
	空知	363,642	9.7 %	5,791.19	7.5 %	24	13.4 %
	計	792,794	21.2 %	8,209.93	10.6 %	31	17.3 %
後志	後志	250,066	6.7 %	4,305.66	5.6 %	20	11.2 %
	計	250,066	6.7 %	4,305.66	5.6 %	20	11.2 %
日胆	胆振	426,639	11.4 %	3,698.00	4.8 %	11	6.1 %
	日高	81,407	2.2 %	4,811.95	6.2 %	7	3.9 %
	計	508,046	13.6 %	8,509.95	11.0 %	18	10.1 %
道南	渡島	449,435	12.0 %	3,936.14	5.1 %	11	6.1 %
	檜山	46,996	1.3 %	2,629.87	3.4 %	7	3.9 %
	計	496,431	13.2 %	6,566.01	8.5 %	18	10.1 %
道北	上川	537,432	14.3 %	10,619.20	13.7 %	23	12.8 %
	留萌	61,494	1.6 %	4,019.91	5.2 %	9	5.0 %
	計	598,926	16.0 %	14,639.11	18.9 %	32	17.9 %
宗谷	宗谷	75,668	2.0 %	4,050.76	5.2 %	9	5.0 %
	計	75,668	2.0 %	4,050.76	5.2 %	9	5.0 %
網走	網走	324,849	8.7 %	10,690.47	13.8 %	19	10.6 %
	計	324,849	8.7 %	10,690.47	13.8 %	19	10.6 %
十勝	十勝	354,146	9.5 %	10,831.24	14.0 %	19	10.6 %
	計	354,146	9.5 %	10,831.24	14.0 %	19	10.6 %
道東	釧路	261,891	7.0 %	5,997.38	7.8 %	8	4.5 %
	根室	84,057	2.2 %	3,497.96	4.5 %	5	2.8 %
	計	345,948	9.2 %	9,495.34	12.3 %	13	7.3 %
合 計		3,746,874	100.0 %	77,298.47	100.0 %	179	100.0 %

注 1 石狩支庁欄は、札幌市を除いた数値

2 管内面積及び管内人口は、平成17年国勢調査結果(根室支庁の欄は北方領土(5,036.14km<sup>2</sup>)は除く。)

3 市町村数は、平成19年4月1日現在

<b>担 当</b>	<b>北海道企画振興部地域主権局参事（支庁制度改革グループ）</b>
<b>住 所</b>	<b>〒060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目</b>
<b>電 話</b>	<b>011 - 231 - 4111（内線23 - 314、23 - 313） （直通 011 - 204 - 5159）</b>
<b>F A X</b>	<b>011 - 232 - 2743</b>
<b>E-mail</b>	<b>sogo.syuken2@pref.hokkaido.lg.jp</b>
<b>U R L</b>	<b><a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp">http://www.pref.hokkaido.lg.jp</a></b>